

議事日程(第2号)

平成26年3月4日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第10号 平成26年度対馬市診療所特別会計予算
- 日程第2 議案第11号 平成26年度対馬市国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第12号 平成26年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第4 議案第13号 平成26年度対馬市介護保険特別会計予算
- 日程第5 議案第14号 平成26年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算
- 日程第6 議案第15号 平成26年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計予算
- 日程第7 議案第16号 平成26年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
- 日程第8 議案第17号 平成26年度対馬市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第18号 平成26年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算
- 日程第10 議案第19号 平成26年度対馬市水道事業会計予算
- 日程第11 議案第20号 対馬市部設置条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第21号 対馬市厳原自動車教習場条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第22号 対馬市情報センター条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第23号 対馬市職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第24号 対馬市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第25号 対馬市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第26号 対馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第27号 対馬市技能労務職員給与条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第28号 対馬市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第29号 対馬市子ども夢づくり基金条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第30号 対馬市斎場条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第31号 対馬市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第32号 対馬市農山村公園等条例の一部を改正する条例

- 日程第24 議案第33号 対馬市小規模企業振興資金融資条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第34号 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第35号 対馬市延滞金等の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第27 議案第36号 対馬市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
- 日程第28 議案第37号 対馬市立厳原幼稚園通園バス条例
- 日程第29 議案第38号 対馬市消防長及び消防署長の資格を定める条例
- 日程第30 議案第39号 対馬市中小企業創業資金融資条例
- 日程第31 議案第40号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 日程第32 議案第41号 対馬市温泉施設の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第42号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（雞知地区）
- 日程第34 議案第43号 市道の廃止について（日吉2号線）
- 日程第35 議案第44号 市道の廃止について（日吉5号線）
- 日程第36 議案第45号 市道の廃止について（日吉6号線）
- 日程第37 議案第46号 市道の認定について（日吉2号線）
- 日程第38 議案第47号 市道の認定について（日吉5号線）
- 日程第39 議案第48号 市道の認定について（日吉6号線）
- 日程第40 議案第49号 市道の廃止について（大手橋野良線）
- 日程第41 議案第50号 市道の認定について（大手橋野良線）
- 日程第42 議案第51号 市道の認定について（段山線）
- 日程第43 議案第52号 権利の放棄について
- 日程第44 議案第53号 平成25年度対馬市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第45 農業委員会委員の推薦について
- 日程第46 陳情第1号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める陳情書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第10号 平成26年度対馬市診療所特別会計予算
- 日程第2 議案第11号 平成26年度対馬市国民健康保険特別会計予算

- 日程第3 議案第12号 平成26年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第4 議案第13号 平成26年度対馬市介護保険特別会計予算
- 日程第5 議案第14号 平成26年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算
- 日程第6 議案第15号 平成26年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計予算
- 日程第7 議案第16号 平成26年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
- 日程第8 議案第17号 平成26年度対馬市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第18号 平成26年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算
- 日程第10 議案第19号 平成26年度対馬市水道事業会計予算
- 日程第11 議案第20号 対馬市部設置条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第21号 対馬市厳原自動車教習場条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第22号 対馬市情報センター条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第23号 対馬市職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第24号 対馬市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第25号 対馬市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第26号 対馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第27号 対馬市技能労務職員給与条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第28号 対馬市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第29号 対馬市子ども夢づくり基金条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第30号 対馬市斎場条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第31号 対馬市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第32号 対馬市農山村公園等条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第33号 対馬市小規模企業振興資金融資条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第34号 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第35号 対馬市延滞金等の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第27 議案第36号 対馬市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
- 日程第28 議案第37号 対馬市立厳原幼稚園通園バス条例
- 日程第29 議案第38号 対馬市消防長及び消防署長の資格を定める条例

- 日程第30 議案第39号 対馬市中小企業創業資金融資条例
- 日程第31 議案第40号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 日程第32 議案第41号 対馬市温泉施設の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第42号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（雞知地区）
- 日程第34 議案第43号 市道の廃止について（日吉2号線）
- 日程第35 議案第44号 市道の廃止について（日吉5号線）
- 日程第36 議案第45号 市道の廃止について（日吉6号線）
- 日程第37 議案第46号 市道の認定について（日吉2号線）
- 日程第38 議案第47号 市道の認定について（日吉5号線）
- 日程第39 議案第48号 市道の認定について（日吉6号線）
- 日程第40 議案第49号 市道の廃止について（大手橋野良線）
- 日程第41 議案第50号 市道の認定について（大手橋野良線）
- 日程第42 議案第51号 市道の認定について（段山線）
- 日程第43 議案第52号 権利の放棄について
- 日程第44 議案第53号 平成25年度対馬市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第45 農業委員会委員の推薦について
- 日程第46 陳情第1号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める陳情書

出席議員（19名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 春田 新一君 | 2番 小島 徳重君 |
| 3番 入江 有紀君 | 4番 船越 洋一君 |
| 5番 淵上 清君 | 6番 脇本 啓喜君 |
| 7番 黒田 昭雄君 | 9番 長 信義君 |
| 10番 波田 政和君 | 11番 上野洋次郎君 |
| 12番 齋藤 久光君 | 13番 堀江 政武君 |
| 14番 小宮 教義君 | 16番 大浦 孝司君 |
| 17番 小川 廣康君 | 18番 大部 初幸君 |
| 19番 兵頭 栄君 | 20番 山本 輝昭君 |
| 21番 作元 義文君 | |

欠席議員（2名）

8番 小田 昭人君

15番 初村 久藏君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 神宮 満也君 次長 松本 政美君

課長補佐 國分 幸和君 主任 金丸 隆博君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	高屋 雅生君
副市長	比田勝尚喜君
教育長	梅野 正博君
地域再生推進本部長	平間 壽郎君
観光物産推進本部長	本石健一郎君
総務部長	桐谷 雅宣君
政策監	平山 秀樹君
市民生活部長	藤田 雄二君
福祉保健部長	多田 満國君
農林水産部長	阿比留勝也君
建設部長	堀 義喜君
水道局長	阿比留 誠君
教育部長	豊田 充君
美津島地域活性化センター部長	八坂 一義君
豊玉地域活性化センター部長	梅野 泉君
峰地域活性化センター部長	志田 博俊君
上県地域活性化センター部長	川本 治源君
上対馬地域活性化センター部長	島居 清晴君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	長久 敏一君

監査委員事務局長 糸瀬 美也君

農業委員会事務局長 春日亀剛一君

午前10時00分開議

○議長（作元 義文君） おはようございます。報告します。小田昭人君、初村久藏君より欠席の届け出があつております。また、総務課長の根々英夫君より欠席の申し出があつております。大浦孝司君より遅刻の届け出があつております。

それでは、配付しております議事日程第2号により本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第10号

日程第2. 議案第11号

日程第3. 議案第12号

日程第4. 議案第13号

日程第5. 議案第14号

日程第6. 議案第15号

○議長（作元 義文君） 日程第1、議案第10号、平成26年度対馬市診療所特別会計予算から、日程第6、議案第15号、平成26年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計予算までの6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健部長、多田満國君。

○福祉保健部長（多田 満國君） 改めましておはようございます。ただいま一括して議題となりました議案第10号から議案第15号までの6件は福祉保健部所管でございますので、続けて説明をさせていただきます。

まず、議案第10号、平成26年度対馬市診療所特別会計予算について、御説明申し上げます。

1ページをお願いします。平成26年度対馬市診療所特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億8,056万8,000円と定め、第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ及び3ページの第1表歳入歳出予算によるものとなります。

歳入について御説明いたします。8ページをお願いします。

1款診療収入、1項外来収入は、直営診療所の国民健康保険診療報酬収入等2億4,124万4,000円。

2款使用料及び手数料、1項手数料は、診断書等の証明手数料を247万5,000円。

3款県支出金、1項県補助金は、へき地医療対策費補助金を1,494万4,000円。

4款繰入金、1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を1億483万1,000円。

10ページをお願いします。

5款1項繰越金は、前年度繰越金を50万円。

6款諸収入、1項雑入は、予防接種委託料、事業所健康診査委託料収入等1,657万4,000円をそれぞれ計上いたしております。

歳出でございますけれども、12ページをお願いします。

1款総務費、1項施設管理費は、2億6,897万2,000円を計上しております。主なものとして一般職員8名、嘱託職員8名分の人件費、嘱託医師支払い、医師派遣委託料。

14ページをお願いします。施設の維持管理経費及び各診療所運営費補助金等でございます。

2款1項医業費は、医業用器具のリース料、注射器等の医業用消耗機材及び医薬品等の医業用衛生材料費等で、16ページをお願いします。1億1,159万6,000円を計上しております。

18ページから22ページにかけて給与費明細書を添付しております。

続きまして、議案第11号、平成26年度対馬市国民健康保険特別会計予算について説明申し上げます。

1ページをお願いします。平成26年度対馬市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ58億3,808万1,000円と定め、第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから5ページにかけて第1表歳入歳出予算によるものがございます。

第2条で、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金につきましては、借り入れの最高額を5億3,000万円と定めるものがございます。

歳入について説明申し上げます。10ページをお願いします。

1款1項国民健康保険税は、一般被保険者国民健康保険税及び退職被保険者等国民健康保険税を12億6,378万3,000円計上しております。

12ページをお願いします。

2款使用料及び手数料、1項手数料は、督促手数料を70万円。

3款国庫支出金、1項国庫負担金は、療養給付費、後期高齢者支援金、介護納付金等にかかる国費の分の負担金として11億4,200万7,000円。2項国庫補助金は普通調整交付金を4億2,035万8,000円。

4款1項療養給付費交付金は、退職被保険者の給付に伴う社会保険診療報酬支払基金からの交付金を2億47万9,000円、それぞれ計上しております。

14ページをお願いします。

5款1項前期高齢者交付金は、保険者間において前期高齢者にかかる医療費の不均衡を調整す

るために交付されるものでございまして、11億2,843万5,000円。

6款県支出金、1項県負担金は、高額医療費共同事業負担金等6,146万9,000円。2項県補助金は普通調整交付金及び特別調整交付金を3億533万3,000円。

8款1項共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金を9億4,369万7,000円。

16ページをお願いします。

9款財産収入、1項財産運用収入は、財政調整基金等の利子を6万5,000円、それぞれ計上いたしております。

10款繰入金、1項他会計繰入金は、保険基盤安定繰入金等一般会計からの繰入金を3億6,774万4,000円。

11款1項繰越金は、療養給付費交付金繰越金等2,000円。

12款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料は、一般被保険者延滞金等を400万2,000円、それぞれ計上しております。

歳出でございますが、20ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費は、一般の管理事務費、連合会の負担金、医療費適正化特別対策事業等で、22ページをお願いします。2,336万7,000円。2項徴税費は嘱託職員報酬、納税組合交付金、過誤納還付金等の賦課徴収費を2,159万6,000円。3項運営協議会費は、国保運営協議会委員報酬等20万5,000円、それぞれ計上しております。

24ページをお願いします。

2款保険給付費、1項療養諸費は、一般被保険者療養給付費、退職被保険者等療養給付費、一般被保険者療養費で32億728万円。2項高額療養費は、一般被保険者高額療養費、退職被保険者等高額療養費等を4億5,141万3,000円計上しております。

26ページをお願いします。4項出産育児諸費は、出産育児一時金等3,361万8,000円、5項葬祭諸費は葬祭費を200万円、それぞれ計上しております。

3款1項後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療制度に対する支援金及び事務費拠出金等を6億5,401万3,000円計上いたしております。

28ページをお願いします。

4款1項前期高齢者納付金等は、支払基金から交付される前期高齢者交付金に対する納付金と事務費拠出金で45万円を計上しております。

5款1項老人保健拠出金は、事務費拠出金を5万円。6款1項介護納付金は、介護保険事業への納付金を3億4,207万9,000円。

7款1項共同事業拠出金は、高額医療費共同事業医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠

出金として、9億4,369万9,000円をそれぞれ計上しております。

30ページをお願いします。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費は、特定健康診査、特定保健事業に関する事業費を4,747万7,000円計上しています。

9款1項基金積立金は、財政調整基金積立金6万7,000円。

32ページをお願いします。

10款1項公債費は、一時借入金利子を100万円。

12款1項予備費は、1億976万1,000円をそれぞれ計上しております。

34ページから37ページにかけて給与費明細書を添付いたしております。

続きまして、議案第12号、平成26年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。1ページをお願いします。

平成26年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億6,447万5,000円と定め、第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ及び3ページの第1表歳入歳出予算によるものとなります。

歳入について御説明申し上げます。8ページをお願いします。

1款1項後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料及び普通徴収保険料を1億9,787万7,000円。

5款繰入金、1項一般会計繰入金は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金を1億6,466万9,000円。

10ページをお願いします。

7款諸収入、2項償還金及び還付加算金は、後期高齢者医療広域連合により受け入れる保険料還付金等を126万9,000円。5項雑入は、保険料の還付未処理の受け入れ等で65万7,000円をそれぞれ計上しております。

歳出でございますが、12ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費は、職員2名分の人件費、広域連合事務費負担金及び一般事務費等を3,214万3,000円。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定負担金及び保険料納付金を3億3,096万円。

14ページをお願いします。3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、保険料の還付金等を127万円。

4款1項予備費は、10万2,000円をそれぞれ計上しております。

16ページから20ページにかけて給与費明細書を添付いたしております。

続きまして、議案第13号、平成26年度対馬市介護保険特別会計予算について御説明いたします。1ページをお願いします。

平成26年度対馬市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ37億1,501万4,000円と定め、第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから4ページにかけての第1表歳入歳出予算によるとするものでございます。

歳入について御説明申し上げます。10ページをお願いします。

1款保険料、1項介護保険料は、第1号被保険者にかかる特別徴収保険料、普通徴収保険料等を5億3,603万2,000円。

3款国庫支出金、1項国庫負担金は、介護給付費にかかる国庫負担金を6億1,412万2,000円。2項国庫補助金は調整交付金、地域支援事業交付金等3億8,880万9,000円。12ページをお願いします。

4款1項支払基金交付金は、第2号被保険者にかかる保険料で、支払基金からの介護給付費交付金及び地域支援事業交付金を10億2,404万2,000円。

5款県支出金、1項県負担金は、介護給付費等県負担金等を5億2,462万8,000円。2項県補助金は介護予防事業、包括的支援事業にかかる地域支援事業交付金を1,732万1,000円。

6款財産収入、1項財産運用収入は、介護給付費準備基金利子を13万5,000円。

14ページをお願いします。

7款繰入金、1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を5億6,809万3,000円。2項基金繰入金は、介護給付費準備基金繰入金を4,182万7,000円、それぞれ計上いたしております。

歳出でございますが、16ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費は、職員給与等の人件費、一般事務費等で6,626万7,000円。3項介護認定審査会費は介護認定審査委員の報酬。

18ページをお願いします。意見書作成手数料、認定調査委託料等4,127万1,000円。5項計画策定委員会費は委員報酬及び事業計画策定委託料等555万3,000円をそれぞれ計上しております。

2款保険給付費、1項介護サービス費等諸費は、介護サービス給付費及び特例介護サービス給付費を28億8,729万円。

20ページをお願いします。2項介護予防サービス等諸費は介護予防サービス給付費及び特例

介護予防サービス給付費を3億5,699万2,000円。3項その他の諸費は審査支払手数料を382万1,000円、4項高額介護サービス等費は高額介護サービス等負担金等を8,153万3,000円、5項高額医療合算介護サービス費は高額医療合算介護サービス費負担を985万円。6項特定入所者介護サービス費等は特定入所者介護サービス費負担金等を、続けて22ページをお願いします。1億6,371万7,000円計上いたしております。

4款1項基金積立金は、介護給付費準備基金積立金を13万6,000円。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、過年度分保険料払戻金等60万2,000円、それぞれ計上しております。

8款地域支援事業費、1項介護予防事業費の2,799万5,000円、2項包括的支援事業・任意事業費の6,998万7,000円は、介護保険地域支援事業特別会計への繰出金を計上しております。

24ページから30ページにかけて給与費明細書を添付いたしております。

続きまして、議案第14号、平成26年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算について御説明申し上げます。1ページをお願いします。

平成26年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億3,458万2,000円と定め、第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ及び3ページの第1表歳入歳出予算によるとするものでございます。

歳入について御説明いたします。8ページをお願いします。

1款繰入金、1項他会計繰入金は、介護保険特別会計からの繰入金を9,798万2,000円。

2款1項繰越金は、前年度剰余金を172万7,000円。

3款諸収入、1項サービス事業収入は、介護予防支援事業収入を3,487万3,000円、それぞれ計上しております。

歳出でございますが、10ページをお願いします。

1款地域支援事業費、1項地域支援事業運営費は、地域包括支援センター3カ所の運営に要する経費として嘱託職員、一般職員の人件費、事務費、社会福祉協議会から専門職として派遣いただいております職員4名分の給与費の負担金等9,558万7,000円を計上いたしております。

12ページをお願いします。2項介護予防事業費は介護予防二次予防事業、介護予防一次予防事業費等948万6,000円、3項包括的支援事業・任意事業費は在宅歯科診療補助金、介護用品支給等の扶助費等221万8,000円。

2款介護予防支援費、1項介護予防支援サービス事業費は、介護予防支援事業に対する委託料2,729万1,000円をそれぞれ計上しております。

14ページから20ページにかけて給与費明細書を添付いたしております。

最後に、議案第15号、平成26年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計予算について御説明申し上げます。1ページをお願いします。

平成26年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億4,813万3,000円と定め、第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ及び3ページの第1表歳入歳出予算によるとするものでございます。

歳入について御説明いたします。8ページをお願いします。

3款繰入金、1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を6,692万7,000円。

4款1項繰越金は前年度繰越金を100万円。

5款諸収入、1項介護給付費収入は、特養日吉の里における短期入所生活介護収入、施設介護サービス費収入等1億5,289万2,000円。2項自己負担金収入は、日吉の里の施設介護サービス費、食事サービス費、居宅費等で10ページをお願いします。あわせまして2,731万3,000円計上しております。

歳出でございますが、12ページをお願いします。

1款民生費、1項社会福祉費は、特養日吉の里にかかる嘱託職員、一般職員等の人件費、事務費、施設管理費に関する経費等1億9,782万6,000円。

14ページをお願いします。

2款1項公債費は、地方債の償還金元金・利子を5,030万7,000円、それぞれ計上しております。

16ページから22ページにかけて給与費明細書を。

また、24ページ及び25ページに、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を添付いたしております。

以上、議案第10号から議案第15号までの6件の特別会計予算の内容について、説明をさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） 議案第11号と13号についてお聞きしたいと思いますが、この特別会計、国民健康保険についてでございますが、27ページの出産育児一時金についてお伺いしたいと思います。

数字はわかりますが、これ予定として何名ぐらいを考えて、これを基準にしてあるのかということと、今、島内も少子化を迎えまして従来どおりの考え方よりも、この間市長も成人式だった

か、とか、そういう話があっておりましたが、また特別に将来に向けて、ここをもう少しどうか増やしてでも、将来の対馬に備えるような考え方がないのか。この点についてせっかくでござい
ますので、もう少し深く話を聞きたいなあと考えております。

それと、もう一つ介護保険についてでございますが、19ページの意見書の作成の手数料、これ
がかなりの数字が出ておりますが、ここの内容をもう少し説明していただきたいということ、
よろしく願いしておきます。

○議長（作元 義文君） 福祉保健部長、多田満國君。

○福祉保健部長（多田 満國君） お答え申し上げます。出産育児一時金につきましては、1人当
たり42万円ということで計上させていただいております。

議員言われるように確かに国保の出産も、昨年もそうでしたが、きのうの補正の段階でも
80件程度予定をしておったものが60件というふうな状況にはなっております。全体的に、
新聞報道によりますと対馬市の出生率はちょっと高いということなんですけれども、全体的な分
からしたら年々出生数は減ってはきているというふうな状況でございます。これについて、子育
て支援、そこらあたりの施策は今後、市としても改めて打っていかんばできんと考えておるとこ
ろです。そういったことで皆さんといろいろ協議を申し上げたいと思います。

介護認定審査会につきましては、ここにちょっと資料を持ち合わせておりませんので、改めて
後でお示しをしたいと思います。よろしく願います。内容につきましてはちょっと私は詳細
ここに持ち合わせておりませんので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（作元 義文君） 10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） ありがとうございます。それでは、もう一度、出産育児金につ
いて。今、部長申しますように対馬市は出生率が高いということでございますが、いい面もなか
らんとなかなか対馬も大変になってくると思っております。いずれにしても、世の中の動向で子供が
大事であるということはどうなさんも周知のとおりでございますが、今の段階で少しずつでも子
供づくりに精を出してもらうために、何とか施策を打つのが、今やらなくちゃいけないことじゃ
ないのかと思っておりますので、市長、どうでしょうか。ここ、もう一つ将来を見据えた市長の
考え方も参考意見としてあるならよろしく願いしておきます。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 出産一時金の祝金のお話をされていると思いますが、先ほど部長のほう
が申しあげましたように、全国第5位の出生率ということで、対馬市はなっております。

今、特に高校の問題として上がってきているのが、どんどん島外に出ていくことによって高校
が存続できない状況というのがこの何年間か見られております。それは分母の数も減ることもさ
ることながら、それ以上に島外に流れていくという、これらのことで高校存続をどうしていけば

いいのかということが、上対馬高校、豊玉高校、それぞれの問題に上がっております。

そこで私どもとしては子供たちがここに残り続けられるような教育環境とか、というものを組み立てていき、高校も存続していかれる状況をつくっていかないといけないのではないかということに着目をしながら、子育て支援といいますが、そちらのほうに組み立てを今の段階においてはしているのが現状でございます。

今、波田議員のほうから御指摘がありましたように、そちら全てがもう整えばいいんですけども、今、力を入れるところがその年代をどうこの対馬に残すかという施策、もしくは島外の子供たちもこちらに帰ってくる、国際交流コースなんかもありますけれども、そちらのことなんかをきちんとやっていきたいという思いで、今取り組みをしているところでございまして、また、御理解をいただければと思っております。

○議長（作元 義文君） 10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） ありがとうございます。今、市長がお話がなされるように、義務教育を卒業して社会人の手前まで、それからどう対馬に残すかという話に着目して、市としては頑張っておるんだということに理解はしましたが、そこまで行くまでに十数年かかるじゃないですか。きょうスタートした場合。

そうすることによって、私が申したいのは、将来に向けての考え方は、いずれにしても子育てといいますが、出生率をもう少し上げることが今市長が申しますような話に将来的に結びつくんじゃないかなあと思っております。

だから、ここで今回あえて取り上げたのは、産めや増やせやを今のうちにやることによって、今市長のお話にあったようなことが実現していくんじゃないかなあと思っておりますので、そこもあわせてお願いしておきたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。ありがとうございました。

○議長（作元 義文君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

日程第7. 議案第16号

○議長（作元 義文君） 次に、日程第7、議案第16号、平成26年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。豊玉地域活性化センター部長、梅野泉君。

○豊玉地域活性化センター部長（梅野 泉君） ただいま議題となりました議案第16号、平成26年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算について御説明申し上げます。1ページをお願い

します。

平成26年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億6,182万6,000円と定めるものであります。第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ及び3ページの第1表歳入歳出予算によるとするものであります。

第2条地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、4ページの第2表地方債によるとするものでございます。

次に、予算の概要を御説明申し上げます。10ページをお願いいたします。

歳入でございますが、第1款事業収入、第1項事業収入の219万3,000円は、旅客運賃及び貨物運賃でございます。

第2款国庫支出金、1項国庫補助金の1,565万4,000円は、赤字航路事業補助金でございます。

3款県支出金、1項県補助金の523万円は、赤字航路事業県補助金でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金の8,924万8,000円は、一般会計からの繰入でございます。

12ページをお願いします。

8款市債、1項市債の4,940万円は、航路改善に伴う船舶建造のための旅客定期航路事業債でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費の2,290万5,000円は、職員及び船員の人件費並びに旅費、旅客船協会等の負担金が主なものでございます。

2款施設費1項施設費の1億3,882万1,000円は、11節需用費で、16ページをお願いいたします。旅客船の燃料及び修繕料。15節工事請負費で航路改善に伴う待合所及び船舶建造費が主なものでございます。

18ページからは給与費明細書を添付しておりますので御参照方お願いいたします。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

日程第8. 議案第17号

日程第 9. 議案第 18 号

日程第 10. 議案第 19 号

○議長（作元 義文君） 日程第 8、議案第 17 号、平成 26 年度対馬市簡易水道事業特別会計予算から、日程第 10、議案第 19 号、平成 26 年度対馬市水道事業会計予算までの 3 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道局長、阿比留誠君。

○水道局長（阿比留 誠君） 一括議題となりました議案第 17 号から議案第 19 号の 3 件は水道局所管の議案でございますので、続けて御説明いたします。

まず、議案第 17 号、平成 26 年度対馬市簡易水道事業特別会計予算について御説明いたします。1 ページをお願いします。

平成 26 年度対馬市簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第 1 条第 1 項で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 9 億 8,115 万 4,000 円とするものであります。第 2 項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2 ページ及び 3 ページの第 1 表歳入歳出予算によるとするものでございます。

第 2 条地方債は、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、4 ページの第 2 表地方債によるとするものでございます。

次に、予算の概要を御説明いたします。8 ページをお願いします。

歳入でございますが、1 款分担金及び負担金、1 項負担金 1,587 万 3,000 円は、水道利用加入金及び消火栓設置事業負担金でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料 4 億 4,210 万円は、水道使用料でございます。2 項手数料 8 万 5,000 円は、工事竣工検査手数料でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金 1 億 2,900 万円は、簡易水道事業補助金。

5 款財産収入、1 項財産運用収入 2 万 7,000 円は、財政調整基金利子であります。

10 ページをお願いします。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金 2 億 9,671 万 9,000 円は、公債費償還金などに対する一般会計からの繰入金。2 項簡易水道繰入金 1,729 万円は、簡易水道基金繰入金でございます。

7 款 1 項繰越金 100 万円は、前年度からの繰越金。

8 款諸収入、1 項雑入 1,456 万円は、整備事業に伴う水道管移設補償金。

9 款 1 項市債 6,450 万円は、簡易水道改良事業債であります。

次に、歳出について御説明いたします。14 ページをお願いします。

1 款簡易水道費、1 項水道管理費、1 目一般管理費 1 億 4,933 万 7,000 円は、職員の人

件費、水質検査料、検針及び料金徴収業務委託料、消費税納付金などが主なものであります。

16ページをお願いします。2目施設管理費1億2,047万9,000円は、水道施設の維持管理経費が主なものであります。

16ページ及び18ページの2項1目水道建設費は3億2,752万円で、簡易水道整備事業にかかる経費を計上し、施設整備を計画的に実施するものであります。

2款1項公債費3億8,331万8,000円は、長期債の償還元金及び償還利子を計上しております。

3款1項予備費として50万円を計上しております。

20ページからは給与費明細書などを添付いたしております。

以上が議案第17号の概要であります。

続きまして、議案第18号、平成26年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算について御説明申し上げます。1ページをお願いします。

平成26年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,278万1,000円とするものであります。

第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ及び3ページの第1表歳入歳出予算によるとするものでございます。

次に、予算の概要を御説明いたします。6ページをお願いします。

歳入でございますが、1款使用料及び手数料、1項使用料259万3,000円は、下水道使用料。

3款繰入金、1項他会計繰入金2,011万7,000円は、一般会計からの繰入金。

4款1項繰越金1,000円は、前年度繰越金。

5款諸収入、1項雑入7万円は、下水道加入金であります。

次に、歳出を御説明いたします。8ページをお願いします。

1款下水道事業費、1項下水道管理費、1目一般管理費15万1,000円は、下水道使用水量の検針及び集金委託料など。2目施設管理費705万9,000円は、処理施設の維持管理経費が主なものであります。

2款1項公債費1,557万1,000円は、長期債償還元金・利子を計上しております。

10ページは地方債の調書を添付いたしております。

以上が議案第18号の概要であります。

最後に、議案第19号、平成26年度対馬市水道事業会計予算について御説明申し上げます。1ページをお願いします。

第1条平成26年度対馬市水道事業会計予算は、次に定めるところによります。第2条業務の予定量は給水戸数6,284戸、年間総配水量192万1,179立方メートル、1日平均給水量は5,295立方メートルであります。

主な建設改良事業は2億5,260万円で、その概要は施設整備事業が9,260万円、内院簡易水道基幹改良事業が1億6,000万円と予定しております。

次に第3条で水道事業収益3億6,448万4,000円、水道事業費用3億4,492万6,000円と予定額を定めております。

第4条で資本的収入を1億7,040万6,000円。資本的支出を2億8,224万5,000円と予定額を定めております。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,183万9,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,314万4,000円、過年度分損益勘定留保資金9,869万5,000円で補てんするものであります。

2ページをお願いします。

第5条で企業債、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定め、第6条で一時借入金の限度額を1億円と定め、第7条は予定支出の各項の経費の流用について定め、第8条は議会の議決を経なければ流用できない経費の指定を、第9条はたな卸資産の購入、限度額を1,000万円と定めるものであります。

以上、地方公営企業法第24条第2項の規定により提案するものであります。

4ページから予算に関する説明書を、また21ページから参考資料として予算附属資料を添付いたしております。

以上で議案第17号、議案第18号、議案第19号の特別会計予算の概要について説明をさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第10号から議案第19号までの10件は配付しております議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託します。

暫時休憩します。開会を11時から行います。

午前10時48分休憩

.....
午前10時58分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

日程第11. 議案第20号

日程第12. 議案第21号

日程第13. 議案第22号

日程第14. 議案第23号

日程第15. 議案第24号

日程第16. 議案第25号

日程第17. 議案第26号

日程第18. 議案第27号

日程第19. 議案第28号

○議長（作元 義文君） 次に、日程第11、議案第20号、対馬市部設置条例の一部を改正する条例から、日程第19、議案第28号、対馬市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例までの9件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） ただいま一括して議題となりました議案第20号から議案第28号までの9件につきましては総務部の所管でございますので、続けて御説明をさせていただきます。

議案は3ページでございます。新旧対照表もお手元にあるかと思えますけれども、新旧対照表は1ページのほうをお願いいたします。

まず、議案第20号、対馬市部設置条例の一部を改正する条例についてでございますが、今回、本庁機能を持つ各部の配置につきまして、各内部組織の所在する庁舎を明確にするため改正をしようとするものでございます。これによりまして、対外的にも各部が所在する庁舎につきまして、より明確になるものと考えてところでございます。

改正の内容につきましては、対馬市部設置条例第1条に第2項を加え、巖原庁舎、豊玉庁舎、上対馬庁舎、これらの庁舎に別表のとおりそれぞれ部を配置する旨、明記をするものでございます。

附則第1項で条例の施行日を平成26年4月1日と定め、同第2項で対馬市子ども・子育て会議設置条例第7条に定める主管課を福祉部子ども未来課に改めるものでございます。

続きまして、議案第21号、対馬市巖原町自動車教習場条例の一部を改正する条例についてでございますが、議案は5ページでございます。新旧対照表は3ページをお願いいたします。

本条例の改正は、消費税法の一部を改正する法律の成立を受け、本年4月より消費税率が8%へ引き上げられることに伴いまして、本条例中、別表使用料の額を改正をするものでございます。

附則におきまして、条例の施行日を平成26年4月1日と定めてございます。

続きまして、議案第22号、対馬市情報センター条例の一部を改正する条例についてござい

ますが、議案は9ページでございます。新旧対照表は7ページをお願いいたします。

本年度総務省所管の平成24年度地域公共ネットワーク等標準化事業によりまして、上島と下島のケーブル幹線の複ルート整備のため、美津島町尾崎と豊玉町唐洲地区内に建設を進めておりました無線固定局が年度内完成の予定でございます。今回、新たに当該施設を中継所としまして情報センター条例第6条に追加をするものでございます。

なお、附則におきまして、条例の施行日を26年4月1日と定めております。

続きまして、議案第23号、対馬市職員定数条例の一部を改正する条例についてでございますが、議案は11ページでございます。新旧対照表は8ページをお願いいたします。

かねてより建設中でございました消防署豆殻分遣所が完成し、新年度よりその業務を開始できるようになってまいりました。また、消防本部組織の全市的な管轄区域の見直しもあわせ進めまして、火災、救急業務の初期における投入力を拡充させるため、対馬を大きく上・中・下の3ブロックに分け、消防業務を進める上での組織体制を見直し、あわせて消防職員の勤務条件の改善及び消防救急力の向上のための所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、第2条第7項の消防職員を106人と改め、附則第2項消防職員の定数に関する特例の定数を平成27年度、29年度、30年度における特例定数にそれぞれ定めるものでございます。

これは同年度末に多数の職員が一度に定年退職を迎えるため、一時的にでも消防業務に支障が出ることがないように、あらかじめ備えるものでございます。

附則で本条例の施行日を平成26年4月1日と定めております。

続きまして、議案第24号、対馬市公益法人等の職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、議案は13ページでございます。新旧対照表は10ページをお願いいたします。

公益法人等につきましては、地方公共団体が実施する公共的、公益的な業務などのうち、より効率的、効果的と期待をされる場合などに設立されてきたものでございまして、行政機関の代行的、俯瞰的機能を果たしているところでもございます。

この公益法人等における業務の円滑な実施に資するため、監督指導の観点から、職員を派遣するとともに、行政機関としてその業務遂行などについて把握、蓄積する必要がある場合がございます。このため公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律では、当該地方公共団体の事務、または事業と密接な関連を有するものであり、かつ当該地方公共団体がその施策の推進を図るため、人的援助を行うことが必要と認められるものとして、条例で定める場合において公益的法人等の業務にもつぱら従事させるため、職員を派遣することができるものとされております。

本市の現行条例におきましては、公益的法人等に派遣した職員へ支給できる手当が限定されておりますため、派遣された職員が不利益となる場合が予想され、今回、これを解消するため、条例改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、題名及び第1条は法律との整合性を保つため、第2条は職員の派遣に関して必要な事項を規則で定めるとするものでございます。

第4条は、派遣した職員へは給料、扶養手当、住居手当、期末手当のみ支給できると規定をしているところをその他の手当も支給できるように。

第5条から第7条は、派遣された職員が企業職員または技能労務職員である場合についても同様の取り扱いをする旨を。

第8条は、派遣された職員の処遇の状況などについて市長に報告をする旨を定めるものでございます。

なお、附則第1項で改正条例の施行日を平成26年4月1日に、第2項で職員の給与削減を定めた対馬市職員の給与の臨時特例に関する条例中、派遣職員の給与の削減について改正後の派遣条例に対応するよう改正をするものでございます。

次に、議案第25号、対馬市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてでございますが、議案は17ページでございます。新旧対照表は15ページをお願いいたします。

本審議会委員の任期につきましては、必要の都度、市長が任命し、当該諮問にかかる審議が終了したときは解任されるものとする規定をされておりますが、今回、任期を見直し、任期中常設いただくことにより、審議会の所掌事務についてもより御理解をいただき、定例的な審議会の開催が可能となり、地域の状況に即した適正な額について審議をお願いすることができるように見直すものでございます。

改正の内容につきましては、第3条におきまして委員の任期を2年と改めようとするものでございます。

附則で施行日を平成26年4月1日と定めてございます。

次に、議案第26号、対馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、議案は19ページでございます。新旧対照表16ページをお願いいたします。

本条例は、平成26年1月に施行されました一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、55歳を超える一般職の国家公務員についての給与抑制策に関する取り扱い並びに職員の通勤手当の支給にかかる見直しについて改正をするのが主なものでございます。

55歳を超える職員の昇給等について、本市におきましても国の制度と同様な取り扱いができますよう、条例中第6条第6項におきまして、前1年間における期間そのものの勤務成績が特に良好である場合に限り昇給させようとするものでございます。

第17条第2項の通勤手当につきましては、組織の改正に伴いまして自動車等の使用による通勤者の増加が見込まれることや、燃油の高騰により通勤に要する経費の負担が増加しており、現状にそぐわなくなってきたところもございます。今回、燃油の変動に伴って手当額を変更できるよう支給限度額を定め、規則でその支給額などについて定めようと改正をするものでございます。

また、今回の見直しにつきましては、職員組合のほうとも協議の結果、一定の合意を得ておりますので、その旨申し添えさせていただきます。

第18条の2の特殊勤務手当につきましては、現在、対象職員が教育委員会における指導主事についてのみ規定をしておりますが、国及び県職員についても適用できますよう改正をしようとするものでございます。

附則で条例の施行日を平成26年4月1日と定めてございます。

続きまして、議案第27号、対馬市技能労務職員給与条例の一部を改正する条例についてでございます。議案は21ページ、新旧対照表は20ページをお願いいたします。

本条例の改正につきましては、条例中第2条の技能労務職員の定義を条例案のように改正をするものでございます。

附則で条例の施行日は平成26年4月1日と定めております。

最後に、議案第28号、対馬市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。議案23ページ、新旧対照表は21ページでございます。

今回の改正は、地方自治法の一部改正に伴い同法第238条の4行政財産の管理及び処分の規定が改正をされ、第3項以下の条項が繰り下げられましたことに伴い、本条例第8条の引用条項を第238条の4第7項へ改正をするものでございます。

なお、附則におきましてこの条例の施行日を公布の日からと定めております。

以上、総務部所管の9件についての提案理由の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

議案第20号から議案第28号までの9件について質疑はありますか。6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 議案第20号、対馬市部設置条例の一部を改正する条例についてなんですが、このたび地域活性化センターから中対馬振興部、上対馬振興部という部に昇格というんでしょうか、いう形がとられていると思うんですが、今までの地域活性化センターからどのように権限が変わっていつているのか、その辺について詳しく、わかりやすく説明をいただければと思います。

それから、議案第25号なんですが、他市についてもこのような形を取っているところはあると思うんですが、審議会委員なんですけれども、任期2年ということになりますと、市長の交代

時期を挟んで同じ方になるということも考えられると思うんですが、その辺について考え方、この審議会だけではなくて、ほかの審議会についてもこのような任期を設けていくのか、ということについてお伺いします。

○議長（作元 義文君） 総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） ただいまの2件の御質問に対しまして、まず、後段のほうから、報酬等審議会条例でございますけれども。もう内容につきましては、今さら申すまでもなく、その必要の都度任命をし、その役目が終わりますと退職をするということでございます。県下の県庁所在地でございます長崎市ほか3市ほどございます。全体的には今現在、本市が条例で制定しておりますような、その必要の都度、都度、するわけでございますけれども。やはりその必要の都度、都度がいいのか。それとも常設をいたしまして、例えば定例的に年1回なり、例えば2年に1回なり、そのような感じで現在の報酬額が適切な額であるかどうかという旨をその委員さん方のほうに審議を願うということのほうが、より適切なところの反映ができるのかなという思いの中で、2年間ということで今後、常設型をしていきたいというように考えております。

今、現在その必要の都度、都度という部分につきましては、当然のことながら市長をはじめとした議員の皆様方の報酬を条例に改正をしようとする際には、議会前にこの報酬等審議会の諮問を経なければならない、というような定めになってございまして、その都度、都度、委員さんを任命をするという、その事務手続も非常に日数を要するというのもございます。ですから、そういう観点からも常設型にさせていただいておりますと、先ほど申しますとおり必要な都度、都度、任命をするという、そこら辺の日程的な部分もかなり軽減をされるのかなあという思いの中で、今回このような改正をさせていただくというところでございます。

それから、前段の振興部の件でございますけれども。自治法上、行政組織の中には市長の直近下位に属する内部組織と、ある意味、それら以外のいわゆる支所、出張所的な外部組織というふうに大きく分けられております。今回、活性化センターを再編することに伴いまして、北部地域、それから中対馬地域をそれぞれ振興部に、脇本委員の言葉を借りるわけではございませんが、格上げというようなとらえ方の中で市長直近下位の内部組織というようにいたしております。

ですから、言いかえますと本庁部局の総務部、それから地域再生推進本部とか、そういう内部組織の本部と全く同列に位置をするというところでございます。

したがって、従前、どうしても活性化センターの場合ですと、本庁のほうとの協議、合議の部分が出てまいりまして、なかなか機動的にその機能を発することに一定の制約がございました。今回、この振興部という内部組織に改めるということに伴いまして、その全てではございませんけれども、ある一定の主体性を持ったところの運営がなされるのかなあというように考えております。

以上でございます。

○議長（作元 義文君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 後先になりましたけど、議案第25号のことについてはある程度理解できました。

ただ、ほかの審議会等についてもこのように任期を設けていくのかということについての御回答がなかったようですので、改めてお願いします。

それから、議案第20号のこの振興部についてなんですが、やはり対馬市の場合は特に広域にわたっていますので、それぞれの地域、地域、この上、中、下という形で特徴ある施策をやっつけいかなきゃいけないところもあると思います。その点については上対馬振興部、中対馬振興部に市長特命という形で、この事業は中心になってそこで組み立てるという形も出てこようかというふうに期待していますので、権限移譲のほうしっかりやっていただくようお願いして質問を終わります。

ほかのことについても広めていくかどうかについて、お願いします。

○議長（作元 義文君） 総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） 済みません。答弁のほうで漏れておりました。

他の審議会についての任期についてもこのようにしていくのかということでございますけれども、基本的に各種の委員会等々につきましては、もう既に任期が定まっているというのが体制でございます。

この報酬等審議会については特殊な委員会であるということで、従来はこの委員会については申しますとおり、その必要の都度、都度ということございまして、他の委員会につきましてはおおむね1年もしくは2年というような枠組みの中で、既に任期は定められるというところでございます。

以上でございます。

○議長（作元 義文君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） 済みません。今、脇本議員のお話でちょっと関連して質問させていただきたいんですが、議案第20号。組織の改革についてなんですけれども、先ほど振興部のほうが格上げということで、逆にいえば、ちょうど9ページ、美津島、峰、上島の行政サービスセンターにつきましては、悪くいえば格下げと、組織を見ますと多分、長が課長級になるであろうと思うんですけれども。

その中でちょっと一つ疑問に思いましたのが、9ページ、ちょうど行政サービスセンター、11番目にしまづくり戦略本部、総務部、総合政策部、農林水産部、建設部の所管事務に関することも、業務の中に入っているということで、一つ気になりましたのが、いわゆる今までありまし

た地域振興課、こちらの機能がかなり今回減るであろうと。住民サービスに特化をして人減らしをして何とか合併特例債の減に臨んでいくという、そのお話がありましたけど、こういったふうに、こういった地域振興課の事務も充実させようという思いの中で果たして人は減らせるのかなというのが1点。

それから、括弧書きで上県行政サービスセンターを除くと書いてありますが、下のほうで水道関係を追加するとありますけれども、美津島とか峰につきましては、その組織の中にそういう今までの地域振興課の業務も入るので、窓口対応はできるとは思うんですが、逆にその上県については水道だけは対応はできるとは思うんですが、それ以外のことについては上対馬のほうから走っていくのかなというイメージを湧くんですけども、これに対してどうして対応かというのを2点目です。

3点目が、最初に申しあげました1ページの組織図案を見ますと、やっぱり課長級が多分トップであろうという中で、市民の方が問い合わせに来た場合、果たして即答、決済をその課長が責任を持ってできるのかなあという分です。これも悪くいえばたらい回しをして、美津島であれば厳原に行ってくださいとか、そういう話になるのではないかなと思うんですが。

以上、3点よろしくお願いたします。

○議長（作元 義文君） 総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） 大きく3点ございました。中身的にはほぼ類似しているのかなあという思いの中で、総体的なとらえ方の中でお答えをさせていただきたいと思います。

いわゆる今回の五つの活性化センターを再編することに伴いまして、先ほどの脇本議員のお尋ねに対し、二つの振興部とそれら以外の行政サービスセンターの関わりになるのかなと思います。

従前から全員協議会をお開きをいただく中におきまして御説明をさせていただきましたとおりでございまして、その行政サービスセンターに移るからと言って、決して格下げというような感覚ではとらえてはおりません。

言いかえますと、今回大きく、ある意味本庁機能を3カ所にまとめるという意味合いの中で、美津島町、それから峰、上県につきましては、窓口機能は当然のことながら、充実をさせる中におきまして、いわゆる職員のほうが足を運ぶということである一定の対応ができる、そういう振興業務等につきましては、それぞれ上・中・下のブロックの中で対応をしていきたい。

ただ、1点、上県につきましてもなかなか非常にその地域の何点か、特殊な要因がございまして、それについて上対馬の振興部からその都度、コントロールしていくのかといいますと、なかなかそれにつきましても機動的な部分からかなり制約も受けますということございまして、上県につきましてはある意味、そういった特殊な業務につきましてもメリハリですか、そういう部分でこのような書きぶりになったのかなというところでございます。

あと特に美津島についてでもございますけれども、振興部門等につきましてはどのように考えているのかというようなお話でございまして、それにつきましては美津島につきましては、振興部門のほうは本庁のほうのそれぞれ所管の部で対応すると。ただ1点、市民の方が窓口にいるいろいろな相談に来られます。振興部門につきましても。そういった分につきましては、当然その行政サービスセンターのほうで一次的には対応はしていくのは当然のことでございます。

そこの長が多分に課長級ということになるのかなあというようなお話もございました。それにつきましてはいろいろな人事を輩出する中におきまして、どの立場の職員がその責任者になるのか、という部分につきましては、まだ、今から先の詰め段階でもあるのかなあというような思いでございまして、当然、その窓口で相談を受けた、その分につきましては可能な限り、その現場の長の責任のもとに即解決をしていただくというようなとらえ方でございます。

以上でございます。

○議長（作元 義文君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） 今、多分、議論を打ち合わせている最中の中で非常に答えにくく答えられた感じかなと思っているんですけども。この大改革につきましては、非常に大変苦労もあるかと思っておりますけれども、本当に市民目線に立ちまして支障のないように詳細に詰めていただきたいなという思いが持っております。

その中で、市長もお若い中でいろんな今回のW i F iにしても本当に時代に沿った改革をなさっているなあと思う中で、今後、こういった行政センターに、サービスセンターに問い合わせに行く時にたらい回しをされないような、スカイプで対応されるとか、いろいろ今、議論されている中とは思いますが、そういうのも取り入れながら、市民の方が即、そこでワンポイントで回答を受けられるような体制をぜひお願いして質問を終わります。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この問題につきましては、私、1月の冒頭、職員に6カ所を回る中で話をさせていただいたことをちょっとここで話しさせていただきたいんですが。

今までの行政マンの考え方ではいけないと、できればこれから先、ましてこの機構改革後において、特に心がけなくてはいけないのは、職員が市民の皆様のコンシェルジュになるつもりじゃないといけないんだという話をさせてもらいました。

私もホテルに行ったときに、フロント等にコンシェルジュさんがいらっしゃいますが、あのコンシェルジュさんは客室に泊まった人たちのいろんな困りごとというのをテキパキと速やかにさばくということで、まずもって基本はノーを言わないと。ノーからは入らない、というふうなことをコンシェルジュさんは第一に考えてあるというふうに、以前聞いたことがございます。

私もホテルに以前、もう大分前の話ですけど、十六、七年前の話ですが、泊まったときに家族

で、そのときにそういうコンシェルジュさんといろんなお願いをし、そしたらこなしてくださるという、とても快適な宿泊の日数を過ごすことができたという記憶があるんですけども、できればそういうものに私ども職員はみんななっていかなくてもいけないんじゃないかという話もさせていただいたところであります。

全箇所でそのことについては、きちんと同じように話して伝えたいつもりでございます。これからは職員の一人一人がそのような思いで対応していけるようにこちらでも指導をしていきたいと思っております。

○議長（作元 義文君） 市長、コンシェルジュという意味がテレビを見てる人がわからないかもわかりませんので、なるべく横文字じゃなくて、見る人に、お年寄りの方も見ておりますので、そういった配慮もしてください。

○市長（財部 能成君） 済みません。あそこでフロントではそのように書いてあるものですから、そう言いましたが、恐らく、直訳すれば総合世話係みたいな意味になるろうかと思っております。申しわけございませんでした。

○議長（作元 義文君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 議案第23号、対馬市職員定数条例の一部を改正する条例について、伺います。

今回、消防職員の定員を83人から106人に増員するという提案でございます。私は増員することには全く賛成であります。その中で、まず1点目。この106人体制というのは、これ1月31日でしたか、全員協議会に出された消防本部組織改革、この中で例えば、この106人の中で本部が何人、各中核が何人、まずそういう説明がないなら、私たちもなかなかどういう積算といたしますか、この106人体制を出したのがまずわからない、ということが第1点目。

それと部長の説明でもありました。今後、この組織改革の中で例えば火災出動は3ブロック4隊出動ということを目標にしてあるという話もありました。このことに関しても、私は来年の26年度は職員もそう増えないわけですよ。今、87人ですか、87人もいないと思いますが、90人ぐらいだと思います。その中で実際、この火災管轄の、私は大変えらいと思う、職員も。

まず、そこの2点、説明をお願いします。

○議長（作元 義文君） 消防長、竹中英文君。

○消防長（竹中 英文君） 御質問にお答えいたします。106人体制の内訳でございますが、現在、消防本部が8名、消防署が79名で構成をしております。この106名の体制になりますと、本部が12名、それから消防署が94名という体制に移行をしたいと考えております。

なお、中部、北部は21名。南部は本署、豆殿、空港、美津島を含め52名体制で臨みたいと考えております。（「もうちょっとゆっくり。もう一回」と呼ぶ者あり）

中部、北部はそれぞれ21名。中核の豊玉、上県が13名でございます。峰、上対馬出張所につきましては8名。南部ブロックは中核であります本署、それから豆殿、空港、美津島で52名。美津島が8名。空港が4名。豆殿が6名。本署34名にいたしまして、分遣所、出張所へは中核から応援に出す体制を取りたいと考えております。

それから、御質問の第2点目、3ブロック体制、4隊出動ということですが、特にブロックの端になる部分が消防隊の到着がおくれるということで、ブロック管轄境、この部分について4隊出動というふうに考えております。

先週、我々が想定をしておりますブロック内で火災がございました。これにつきましては前倒して本署隊を出動させたところでありますが、やはり本署隊の消火部隊、それから救助部隊もそこで十分な活動ができたという、10分間の遅れしかございませんので、何とか手持ちの消防力を多めに現場に早く出動させて、投入をして、活動をしていきたい。それが先が見えたというような段階になりますと、遠い部隊から順に早めに本来の待機場所に戻して、業務を継続したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（作元 義文君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） まず、先ほど説明がありました。例えば中核の豊玉が13、峰が8ということですね。例えば峰が8人、そういう中で今までどおりの業務が、この中核のどういう関係になる。今、峰が9人ですか。それが少なくなって、今度は中核からいろんな補充をしたり、そういうことができるという考えなんですか。まず、そこと。

それと、この3ブロック4隊の、今、消防長が言われる、それは最初に行ったほうが確かに火災、山火事とか、そういうのは私も反対はしないわけなんです。ただ、ちょっと書いてもらっていいですか。私が疑問がある点が何点かありますから。ちょっと教えてください。

私の考えるデメリット、まず1点目が管轄外の出動時に出る場合、管轄内の火災対応が先ほど少し時間が遅れるということがありましたが、私はまず、火災対応ができないということがまずあると思うわけです。それが1点。

それと、今の管轄外出動している場合に、例えば出張所、直近で火災が発生した場合、私は対応が遅れて反対に火災が大きくなるんじゃないかろうかという考え。それが2点目。

もう一つは、今後、出張所は補充しないということですね。例えば火災が出た場合でも。補充しないということなんですよ。じゃないんですか。私はそういう補充しないということがあって、例えば、火災が出た場合、救急車がいても出動ができないということになるんじゃないかということです。それが三つ目。

それと、市長も私が一般質問して、火災3ブロック4隊出動はできる、できると言いますが、

出張所が救急出動している場合は、私は補充しないと思っていましたので、火災出動は3ブロック4隊じゃできないと思っていたわけですけども。

まず、そのところをちょっとお願いします。

○議長（作元 義文君） 消防長、竹中英文君。

○消防長（竹中 英文君） 御質問にお答えいたします。確かに管轄外の対応ということで現在の管轄から火災管轄というものが大幅に広がります。これにつきましては、先着隊から通信司令室のほうに行きまして、出動体制、それから水利等につきましては、通信司令室からの管制というようなところで進めていこうというふうに考えております。

なお、今後、広がります火災管轄につきましては、十分職員を派遣しまして水利調査、訓練等を重ねて対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、近火対応の場合であります。この火災件数が私どもの消防発足時と比べますと2分の1ぐらいの件数になっているというようなところでございます。

それで職員をこの技術の伝承というようなものに現在ぶちあたっております。出動の機会が非常に少なくなったというようなものがあります。それで、現場は遠いんですけども、自分の車庫から火災に出動するというような、非常に強い緊張状態というような経験というものも、これで増やしていきたいというふうに考えております。

訓練をやりまして維持できるモチベーションと、実際に緊急事態に出動するという場合のモチベーションの違いというものを、しっかり職員には伝えていきたいというふうに考えております。

なお、火災につきましては、これは管轄職員は全員招集というのが前提でございまして、補充勤務をやめるといいますのは救急の場合の補充勤務であります。

以上です。

○議長（作元 義文君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 8人とか13人にするという考えなんです。どういう、中核とどんな関係なんですか。

○議長（作元 義文君） 消防長、竹中英文君。

○消防長（竹中 英文君） 8人と13人の考えであります。約3年ほど試行状態で様子を見てまいりました。それで現在、峰のほうで9名という形ではやっております。この9名の場合は小隊が4名と5名というふうになります。そうすると4名のほうでは不足して、5名のほうでは若干要員が多くなると。要するに必要な人員、最低人員が3名というふうに想定をいたしますと4名の勤務が出てくる、というようなことであります。それで、足りないところは中核から補いつつ、3名のワンパックという基本的な消防職員の待機体制を、これで作り上げたいというのが一つであります。

なお、中核が13というような大きな増員になるわけですが、ここにつきましては現在、整備を行っておりますデジタル無線、この中の衛星通信装置というものを中核に配置をするというようなことで、支所につきましては現在、庶務と警防と予防という班を持っておりますが、中核には無線班をつくりたいというふうに思っております。

なお、中核につきましては化学車を配置して、船舶火災、それから車両火災、危険物火災に対応していきたいというようなことで、それを全署に配備をするというわけにはいきませんので、3ブロックに分けて消防を進めていきたいというふうに考えております。

○議員（11番 上野洋次郎君） 今、峰が9人おって、それを13人。例えば足らんときは中核から豊玉から回すとか、それがああるんですかっていうこと。あるとですね。わかりました。

○議長（作元 義文君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） まず、私はさっきの火災というようなことですね。私は数が多くなったらそういうやり方もいいと思うんですけども。やっぱり来年度は少ない。いつときは少ないですか。現状のままで私はいいと思います。

それと、消防長、最終的に106人と要するという事なんですね。それが26年度は90人ぐらいでしょ。大丈夫なんですか。職員ぶっ倒れませんか。何らかの方法を考えとつとですか。

私は来年度ぐらいは、もう、前に消防署をあがられた方々でも臨時で通信のほうでも何人か雇ってもらおうとか、そうせんと、本当26年度は大変だと思います。今でも私は話を少し聞いておりますけど、本署、本部のほうのやっぱり総務課の方がまた入院されとるという話も聞きますが、ここで何が原因とかそういうことは追求しませんが、本当に今消防職員さんは大変だと思います。何か26年度は考えてやらんと倒れる人が何人も出るんじゃないですか。それを最後に聞いて終わります。

○議長（作元 義文君） 消防長、竹中英文君。

○消防長（竹中 英文君） ありがとうございます。26年度のスタートは今年度25年度中の採用試験というようなものを受けまして、この現在の条例で認めていただいております96名という形でスタートをしたいと思っております。どうしてもこのところは育成期間というようなことがあって、現場のほうは手薄になろうかと思っておりますが、まだ、中核であります中部には化学車も配置をしておりませんし、通信の衛星につきましても26年度末というような形で導入を進めております。そういう間に今、議員から御指摘がありましたような形も含めて検討して、滞りのない消防を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（作元 義文君） ほかに質疑ありませんか。2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 議案第20号について、黒田議員の先ほどのお尋ねと関連がするんですけれども、ちょっと確認をさせていただきたいと思っております。

きょういただいた分掌事務一覧の9ページです。9ページで行政サービスセンターの分掌事務一覧をいただきましたが、行政サービスセンターの中で旧活性化センターの住民生活課分掌事務に追加される事項というのがございます。そして、その(11)にしまづくり戦略本部以下部署が上げてあります。それでその部署に上がっていないのが、市民生活部、福祉部、保健部がございいます。この三つの部の分掌事務が旧活性化センターの住民生活部の分掌事務で全てカバーしきれているのか、それをちょっと確認をしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長(作元 義文君) 総務部長、桐谷雅宣君。(発言する者あり)

総務の付託案件にこれなります。総務で詳しくやります。本会議で。

○総務部長(桐谷 雅宣君) ただいまの小島議員のお尋ねでございすけれども、本日、差し上げました資料の9ページの11のこれに記載がされていない部署の業務はどうなるのかと。議員の方のお話もございましたとおり、旧活性化センターの住民生活課の分掌事務のほうで抱合されるということで御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長(作元 義文君) 2番、小島徳重君。

○議員(2番 小島 徳重君) また、細部については委員会のほうでもまた確認をしたいと思ひます。

○議長(作元 義文君) ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(作元 義文君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております9件のうち、議案第23号及び議案第26号を除く7件は委員会への付託を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(作元 義文君) 異議なしと認めます。7件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから7件について各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第20号、対馬市部設置条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(作元 義文君) 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(作元 義文君) 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、対馬市厳原自動車教習場条例の一部を改正する条例について、討論はあ

りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号、対馬市情報センター条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号、対馬市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号、対馬市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号、対馬市技能労務職員給与条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号、対馬市財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号、対馬市職員定数条例の一部を改正する条例及び議案第26号、対馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の2件は、配付しております議案審査付託表のとおり総務文教常任委員会に付託します。

暫時休憩します。昼食のため休憩します。午後は1時から開会します。

午前11時56分休憩

午後0時58分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

日程第20. 議案第29号

日程第21. 議案第30号

日程第22. 議案第31号

日程第23. 議案第32号

日程第24. 議案第33号

日程第25. 議案第34号

○議長（作元 義文君） 日程第20、議案第29号、対馬市子ども夢づくり基金条例の一部を改正する条例から、日程第25、議案第34号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例までの6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。教育部長、豊田充君。

○教育部長（豊田 充君） 一括議題となりました議案第29号について、提案理由の説明をいたします。

子供たちは対馬の将来を支える宝であり、未知なる可能性を秘めており、対馬の将来を担う青少年の健全な育成を図るため文化活動、体験活動、国際交流活動及びスポーツ活動のあらゆる分

野での活動を可能にし、対馬の子供たちの夢ある未来づくりに寄与するための対馬市子ども夢づくり基金条例を、平成25年3月の定例会において議決いただいたところであります。

条例制定後、この条例に基づく基金の活用等について、庁内会議や、また、島内3高校の校長先生方との意見交換を行う中、現行条例の第1条設置の住所要件では、住所を置いたまま島外の学校に在学している子供たちへの対応。本条例は子供たちをこの対馬で育てていくということが大原則ではないか。また、幅広い基金の活用を考えた場合の対象事業を明記する必要があるのではないかな等の意見が出されました。

庁内での関係する部課長会議で出された意見や要望事項等を協議審議した結果、対馬に在学する子供たちの夢づくりを創造していくため、今回条例の一部改正をお願いするものであります。

議案集の25ページをお開きください。新旧対照表の22ページもあわせてお願いします。

第1条中、「市内に住所を有する児童生徒」を「市内の学校に在学する児童生徒」に、「及びスポーツ活動」を「、地域間交流活動、スポーツ活動、就学支援活動等」に改め、第7条の第3項運営委員会の任期ですが、子どもの夢づくりを担当する部課長で構成することとしており、今回、任期の項を削るものであります。

附則として平成26年4月1日から施行することとしております。

議員の皆様におかれましては、今回の改正の趣旨を御理解いただき、御審議賜りますようよろしく申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（作元 義文君） 市民生活部長、藤田雄二君。

○市民生活部長（藤田 雄二君） ただいま一括上程となりました議案第29号から議案第34号のうち、市民生活部関連の議案第30号、対馬市斎場条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案書27ページと新旧対照表23ページをお開きください。

本議案は、対馬市斎場条例（平成16年対馬市条例第155号）の一部を次のように改正する。別表2、埋葬骨の項中、1体を火葬炉1炉に改める。

附則で平成26年4月1日から施行する。

これは土葬のお墓を新しいお墓にする際に、何体ものお骨をいっぺんに火葬し、埋葬するといったことに対する事務上の解釈を是正するものであります。

なお、使用料についての変更はございませんで、市内の方が1万円、市外の方は2万円ということであります。

以上、説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 次に、議案第31号。福祉保健部長、多田満國君。

○福祉保健部長（多田 満國君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第31号、対

馬市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

議案書の29ページをお願いします。あわせて一部改正条例新旧対照表の24ページも御参照方お願いいたします。

今回、改正をお願いします障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例につきましては、審査会の名称を変更しようとするものでございます。平成24年6月に障害者総合支援法が成立し、障害者支援に関する各種改正内容が施行されているところでございます。

障害者総合支援法における平成26年4月施行分の主な改正内容の一つに、障害支援区分への名称、定義の改正があり、障害者程度区分の名称を障害者支援区分に改め、その定義を障害者等の障害の多様な特性、その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分とすることとされています。

これまでの障害の程度は、重さではなく、標準的な支援の必要の度合いを示すという面で区分であるということがわかりにくいという観点がございます、名称の変更がなされるものでございます。

対照表に記載のとおり、題名を対馬市障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例に改め、第1条中、「障害程度区分」を「障害支援区分」に改めるものであります。

なお、附則で施行日を平成26年4月1日からとし、関連して、対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部をあわせて改正するもので、別表中、障害程度区分を障害支援区分に改めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 次に、議案第32号。農林水産部長、阿比留勝也君。

○農林水産部長（阿比留勝也君） ただいま一括議題となりました議案第32号、対馬市農山村公園等条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由を御説明いたします。

議案集31ページをお願いいたします。新旧対照表は25ページとなっております。

今回の改正は、昨年年第2回定例会におきまして御承認いただきましたふるさと農村広場整備事業が3月をもって完成することに伴い、名称をふるさと農村広場、所在地対馬市上対馬町西泊111番地を、対馬市農山村公園等条例に加え、本年4月1日より供用開始するため本条例の改正をお願いするものです。

このことによりまして、古里地域に触れ合いと交流、体験の場を御提供し、地域コミュニティーの促進及び青少年の健全な育成を努めるものとするものでございます。

以上で、提案理由の御説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 次に、議案第33号、34号を、観光物産推進本部長、本石健一郎君。

○観光物産推進本部長（本石健一郎君） ただいま一括議題となりました議案第33号、対馬市小規模企業振興資金融資条例の一部を改正する条例並びに議案第34号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例につきまして提案理由を御説明を申し上げます。

まず、議案第33号、対馬市小規模企業振興資金融資条例の一部を改正する条例につきまして、議案書は33ページでございます。新旧対照表は26、27ページとなっております。

対馬市の地域振興のためには経済的な振興策が必要であり、既存事業者の振興策が重要であることから今回の改正となった次第でございます。この条例は対馬市が十八銀行支店に5,000万円の預託を行い、これに十八銀行が5,000万円を上乗せし、総額1億円で協調融資事業として設備投資や運転資金を用途に発足いたしましたけれども、利用者が少ないことも見直しの一因でございまして、今回の改正で利活用が容易になるよう制度の拡大、充実を図ることを主たる目的としております。

今回の主な改正点といたしまして、これまで第1条の目的におきましては、融資対象者を市内小規模企業者としており、具体的にはこの対象者の規模が商業、サービス業であれば従業員5名以内、製造業等においては従業員20名以内でございます。

今回、この対象者を市内中小企業者等と改めることによりまして、小売業におきましては従業員50名以下、卸サービス業では100名以下などと幅広く拡大していくものでございます。

次に、第2条における資金の預託及び取り扱いにつきまして、利用者の利便性を向上させるため、これまでの株式会社十八銀行支店1社に株式会社親和銀行支店を追加し、2社の金融機関での融資体制を整えるものでございます。

附則で本条例の施行日を平成26年4月1日と定めようとするものでございます。

なお、本条例改正に深く関連いたします議案第39号を後ほど御説明いたしますのでよろしくお願ひ申し上げます。

引き続き、議案第34号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書は35ページで、新旧対照表は28から39ページとなっております。

今回の改正は単に利用料金の改正でございまして、4月からの消費税の増税に伴うものではございません。国際航路の充実及び野外レジャーが盛んになりました現在、キャンプ場利用者は島内外から増加傾向にあります。今回の利用料金改正については、3項目について改正の願ひをするものでございます。

まず、第1点目としては、テントサイトの利用料金の改正でございまして、現行1日当たりテントサイト1張りにつき600円を1,500円へ。第2点目のオートキャンプ場につきまして、

現行1,000円を2,000円に、それぞれ改正するものでございます。

3点目は、巖原町尾浦青潮の里に設置しておりますログキャビンのレンタル料金1万円の項目を削除するものでございます。

本施設は設置当時移動可能なものでございましたけれども、これまで移動レンタルの需要が皆無であり、足回りも老朽化したため移動使用が困難となりましたのでレンタルの項目を削除し、固定の料金、日当たり6,000円でのみ運用しようとするものでございます。

今回の主な改正理由といたしまして、この10年間利用料金の見直しを据え置いてきましたが、県下及び韓国内の利用料金を調査いたしましたところ、対馬市における利用料金が著しく安価であることが判明いたしましたので、公園施設におけるテントサイト及びオートキャンプ場の2設備について利用料金を改正しようとするものでございます。

附則で本条例の施行日を平成26年4月1日と定めようとするものでございます。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。議案第29号から34号までの6件について質疑はありませんか。6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 幾つかあるんですが、まず、議案第29号、対馬市子ども夢づくり基金条例の一部を改正する条例についてですが、本日いただきました、この事務分掌を見てみますと、福祉部の今度新設する子ども未来課のところにも子ども夢づくり基金に関することというふうに書いてありますが、この教育委員会とのこの事務分掌がはっきりわかっていないので、その辺をお聞かせください。

この条文中に市内の学校に在学する児童生徒というふうに変更するということですが、細かいことにはなりますが、この学校というのは多分学校法に基づく学校だと思うんですが、とすると幼稚園、小学校、中学校等は入りますが、保育園は入らないですね。それで、この子ども未来課が多分認定子ども園とか保育所、それから未就学児童、幼児のことについても取り扱うと思うんですが、条例ということでこの学校という書き方でその辺までカバーができるのかどうかをお聞かせください。

それから、議案第32号、これに関連してなんですが、新しくまた旧上対馬高校の寮だったところを解体してこのような形になると思うんですが、これから花見の季節が近づいてまいります。以前、清掃のことについて、特に花見時期に当たっては雞知ダム、それからオメガ塔公園、ここがかなりたくさんのお客さんが花見を楽しまれますが、その鹿のふんがたくさんあって幼児を安心して連れていけないということで、対策をお願いしていましたが、その辺についてどのように対策をとられているのか、お聞きします。

それから、議案第34号、この対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例についてですが、現在、指定管理という形で管理のほうもお願いしている部分があると思うんですが、特に上対馬のほうでいうと三宇田キャンプ場です。このオープン期間が夏に限定されていますが、もう少し秋口まで十分活用できると思うんです。その辺のことについてオープン時期を広げるつもりはないのか。

それから、指定管理にせっかく出しているわけですから、もう少し指定管理者の自由度があるような、そういう新しく何かそこで、例えばマリンスポーツをその指定管理者が提供したい、シーカヤック、バナナボート等やりたいと言ったときにやれるような、そういう契約になっているのかどうか、そのあたりをお聞かせください。

それと戻りますが、議案第33号、対馬市小規模企業振興基金融資条例の一部を改正する条例ですが、これは合併当初からこういう形のものがあったということで、活用があまりされていないということでこのような改正を行いたい、いいことだと思います。

ただ、今まで商工会のほうとかにも使うところはないですかね、ということで問いかけぐらいはしてきていると思うんですが、その対馬市が持っている、例えば経済センサスの情報とか、こういうものを商工会等々と一緒になって企画を立て、そういう融資が必要となっているところを探し出して貸していこうという形は考えていないのか、お聞かせください。

特に、今回、予算の中でも利子について1億円以上も当初の予定よりも少ない形でしか上がってきていません。せっかくある、この基金以外の基金についても国みたいに年金を今度ちょっと元本割れするようなどころまでつぎ込んで年金の運用というようなことを国のほうは始めるようですが、そこまでは言いませんが、少しでもせっかくある基金ですから、財産を増やそうという方法は考えるべきだと思いますので、その辺についてお聞かせください。

以上です。

○議長（作元 義文君） 教育部長、豊田充君。

○教育部長（豊田 充君） 脇本議員さんの御質疑にお答えしたいと思います。

お手元にある資料に福祉部子ども未来課が26年4月1日からということですがけれども、一応この基金については4月以降、その担当部署で扱うということで聞いております。全て。

それと、この夢づくり基金ですがけれども、昨年3月の定例会で提案しましたけれども、一応小学校、中学校、高校生に在学する子供ということの項目的にはスポーツ活動とか、地域間交流とか、そのような夢を持たせる事業に充てたいということで進んでいるところでございます。

以上です。

○議長（作元 義文君） 農林水産部長、阿比留勝也君。

○農林水産部長（阿比留勝也君） 御質問の32号議案の農山村公園でございますが、当初からイ

ノシシ、鹿の進入ということでフェンスを設置するような計画になっております。以上です。

○議員（6番 脇本 啓喜君） ほかのところは、雞知ダム、それからオメガの対策は。

○農林水産部長（阿比留勝也君） 済みません。それはちょっと把握をしておりません。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 1年前から言っておるのですが。

○議長（作元 義文君） 次は、観光物産推進本部長、本石健一郎君。

○観光物産推進本部長（本石健一郎君） 観光物産推進本部については、脇本議員さんより2件がございましたけれども、まず、1点目の現在、指定管理でほとんど管理をお願いしているが、例えば三宇田の海水浴場あたりのキャンプ場の期間を広げられないかということにつきましては、ことし新年度より一応6カ月に広げようかということで、規則のほうで今協議を進めている段階でございます。

それと、指定管理者の自由度を広げる施策ということですが、条例の中で運用ができるようであれば、また、御相談があれば、これは御相談に乗っていくべきだと考えております。

（「よろしくをお願いします」と呼ぶ者あり）

次に、第33号の小規模企業振興資金の条例の関係なんですけれども、商工会とはもちろん密に連携を取っておりますけれども、商工会のほうもお世話をする立場で、できれば利息の安いようなところというようなことを進めておられまして、特に今、政策、金融公庫の経営改善資金でございますか、このあたりで設備投資とか運転資金とかございますけれども、まず商工会の会員であるという中でお世話をされておられまして、これについても市は一応、約400件弱ですが、1年間に借入れを行われた方の利息を10%補助をいたしておりますし。

それからどうしても、今、流れとしまして残念なことに次の世代に借金を残したくないというようなことが企業者、既存の事業者がございまして、そういう面でもちょっと私どもも商工会も苦慮することなんですけれども。この政策金融公庫資金についても元本を据え置いて利子の先延ばしを、利子だけ払って元本の償還を先延ばされる方が多くなっているというのが現状でございます。また、これもおっしゃるようにこれからの商工会と一体となった取り組みが必要ではなからうかとは考えております。

あと基金の関係をおっしゃったんですが、ちょっと私が意味を解しませんので申しわけございませんけれども、基金の運用ということだったんですが。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 観光物産推進本部じゃなくて、どちらかというとなら総務のほうになるかと思うんですけど、そのことについては。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、おっしゃられた案件ですが、金融機関のほうに、原資の半分を行政のほうに預託をする。そして同じ金額を金融機関がそこに用意をして協調融資の形にするわけで

すが、その元の基金を、預託金を運用で膨らませないのかという質問ですか。

○議員（6番 脇本 啓喜君） この条例についてだけではなくて、対馬市の財産ですよ。持っている、今。

○市長（財部 能成君） ほかの基金のことですか。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 基金です。これについても運用がどのくらいになっているのか。だから、予定していたよりもかなり落ちたわけですよ。予算見てみると。

○市長（財部 能成君） これとは別。ちょっと待ってください。

今、おっしゃっているのは一般会計予算のことと、今、この小規模融資条例のことが一緒にたになっている話ですね。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 両方。そうそう。

○市長（財部 能成君） もとの話に戻しますが。ということになりますと、基金等の利息、運用益の話が落ち込んでいるという話でございますので、それについては会計管理者のほうに。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 落ち込んでいるというか、見込みより違ったから、補正であんなのが上がってきたわけでしょう。

○市長（財部 能成君） 公債費のことですか。公債費の利子が、それはうちが予定をしていたよりも低い金額、利率で借り受けができたものですから、逆にその利率、下がった分を返さなくてもいいから予算を下げておりますという予算の表し方です。そういう意味でございます。当初見込んでいたよりもという。（「まあ、いい。それは」と呼ぶ者あり）

○議長（作元 義文君） 美津島地域活性化センター部長、八坂一義君。

○美津島地域活性化センター部長（八坂 一義君） 雞知ダムの件ですけれども、美津島にございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

あそこは長崎県のほうが管理人を指定されておりますので、管理人のほうで清掃はしていただいていると思います。

それとあわせてボランティアのほうで随時清掃はされておりますということでもあります。

以上です。

○議長（作元 義文君） 上対馬地域活性化センター部長、島居清晴君。

○上対馬地域活性化センター部長（島居 清晴君） オメガ公園の清掃についての質問ありましたのでお答えします。

オメガ公園につきましては、地区のほうにトイレ清掃と一緒に公園内の清掃もお願いしておりますので、その中で対応を現在はしております。

○議長（作元 義文君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 議案第29号については、小中高のみという形で学校という形で

するということですが、今度、福祉部の子ども未来課になるということですので、ぜひ、就学前の人たちにもそういうことができないのか、検討はしていただきたいと思います。いろんな活動で小学生と、それから就学前の園児等と一緒にサークルをやっていたり、そういうことをしているところもあると思います。小学生の部分のみできて、就学前のものには出せないということが考えられますので、ぜひ検討はしていただきたいと思います。

議案第33号については、総務省のほうの産学官金城、今度金融機関からも借入れができればを条件に補助金が出るという制度もありますし、そういうものを活用してもらって事業の洗い出しにもなると思いますので、ぜひ、これまで以上に商工会等とも市の持っている情報もあわせながら、対馬市でそういう元気な事業所、企業が出てくるように取り組んでいただきたいと思います。

この件については一般質問のほうでも取り上げますので、ここで終わります。

議案第34号についても指定管理者とよく協議をして、利用者が楽しめるような、そういう公園となるように計らっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（作元 義文君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております6件のうち、議案第29号及び議案第33号を除く4件は委員会の付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。4件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから4件について各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第30号、対馬市斎場条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号、対馬市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号、対馬市農山村公園等条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号、対馬市子ども夢づくり基金条例の一部を改正する条例及び議案第33号、対馬市小規模企業振興資金融資条例の一部を改正する条例の2件は、配付しております議案審査付託表のとおり所管の各常任委員会に付託します。

日程第26. 議案第35号

日程第27. 議案第36号

日程第28. 議案第37号

日程第29. 議案第38号

日程第30. 議案第39号

○議長（作元 義文君） 日程第26、議案第35号、対馬市延滞金等の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例から、日程第30、議案第39号、対馬市中小企業創業資金融資条例までの5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） ただいま一括議題となりました議案中、議案第35号並びに議案第

36号につきましては総務部の所管でございますので、続けて御説明をさせていただきます。

まず、議案第35号、対馬市延滞金等の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例についてでございますが、議案集の39ページ、新旧対照表は31ページでございます。

地方税法の一部改正に伴い、延滞金割合の見直し措置が講じられ、使用料等の延滞金割合を同法の規定に準じているため、関係条例の規定の整理を行おうとするものでございます。新旧対照表の31ページに記載をいたしております。よろしくお願いたします。

内容につきましては、それぞれ条例で延滞金等の規定を定めておりましたが、第1条の対馬市税外収入督促手数料及び延滞金条例で、今回の地方税法の一部改正に伴い改正等をし、32ページからの第2条対馬市介護保険条例、第3条対馬市後期高齢者医療に関する条例、第4条対馬市峰町共同集合店舗条例、第5条対馬市営住宅条例の延滞金等の規定を、第1条の対馬市税外収入督促手数料及び延滞金条例の内容を適用させようとするものでございます。

なお、附則で条例の施行日を公布の日からといたしております。

続きまして、議案第36号、対馬市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例についてでございます。議案の43ページでございます。

長期継続契約とは、地方自治法第234条の3に定められている契約でございます。電気、ガス、水の供給、電気通信役務の提供を受ける契約など、または不動産を借りる契約につきましては、翌年度以降にわたる契約が認められているところでございます。

平成16年の地方自治法の改正によりまして、このほかにも政令で定める契約について条例で定めた場合に限り、長期継続契約ができるようになってきているところでございまして、本市におきましても条例で定めることにより、事務の効率化を図りたいと考えております。

第1条でその趣旨を定め、第2条で長期契約を締結することができる契約を限定をし、第3条で契約期間を制限をしております。第4条で必要な事項を規則で定めることとし、その明確化を図っております。

なお、附則で条例の施行日を平成26年4月1日と定めております。

以上で2件の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 次に、議案第37号、教育部長、豊田充君。

○教育部長（豊田 充君） 議案第37号、対馬市立厳原幼稚園通園バス条例の制定について、提案理由を御説明いたします。

平成25年9月の定例会において、現在の厳原幼稚園と久田幼稚園の統合園として新しい厳原幼稚園（厳原町日吉238番地）が、平成26年4月1日から開園されることに伴う対馬市立学校教育施設条例の一部改正を上程し、議決をいただいたところであります。

この新しい厳原幼稚園は、厳原市街地に開園するため、車両等の交通渋滞の緩和と園児の通園

上の安全・安心を確保するため、通園バスを運行しようとするものであり、今回、対馬市立厳原幼稚園通園バス条例の制定をお願いするものであります。議案集の45ページをお開きください。

第1条の趣旨として、通園する園児の通園上の安全を確保するため必要な事項を定めるものとしております。

第2条の運行区域は、厳原町小浦から厳原町久田までとしております。

第3条に運行及び管理。第4条に使用者。

第5条の使用料ですが、園児1人当たり月額1,600円としております。

第6条に使用料の納付期限、第7条に使用料の減免、第8条に委任としており、この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定めることとしております。

なお、附則において平成26年4月1日から施行することとしており、園児の通園上の安全確保に万全を期する所存でございます。

また、通園バスですが、幼児専用車で大人3人、幼児49人乗りであり、チャイルドシートを装備しております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 次に、議案第38号。消防長、竹中英文君。

○消防長（竹中 英文君） 続きまして、議案第38号、対馬市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定につきまして、提案理由と内容を御説明申し上げます。議案集47ページをお願いいたします。

本条例は、地域主権一括法の第3次分が平成25年6月14日に公布され、消防組織法の一部が改正されたことにより、従来消防長及び消防署長の資格は政令で定めることとされていましたが、条例で定めることとされたことを受け、新規条例として制定をお願いするものでございます。

条例の内容につきましては、第1条で本条例の趣旨を定め、第2条で消防長の資格について、第3条で消防署長の資格について定めるものであります。

また、あわせまして附則でこの条例の施行期日を平成26年4月1日と定めようとするものでございます。

大変簡単でございますが、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 次に、議案第39号。観光物産推進本部長、本石健一郎君。

○観光物産推進本部長（本石健一郎君） ただいま議題となりました議案第39号、対馬市中小企業創業資金融資条例の制定につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。議案書は49ページでございます。

本条例は、さきに一部改正で提案いたしました議案第33号、対馬市小規模企業振興資金融資条例の一部を改正する条例に深く関連するものでございます。

第33号の振興資金融資条例におきましては、既存の地場産業の活性振興を図ることを主眼に置いておりますことから、市内に店舗を有し、原則として同一事業を1年以上営む中小企業者を融資対象者としておりますけれども、地域からの創業企業など新しい経済活性化への芽を支援していくことも重要であり、新たにこの条例の制定によりまして、創業企業の条例計画をお持ちの中小企業者、もしくは事業を開始して1年以下の中小企業者を創業者等と位置づけ、本制度で融資を行うことにより、新規事業を支援するものでございます。

附則で本条例の施行日を平成26年4月1日と定めようとするものでございます。

議案第33号と本39号は、既存事業者の振興と新規事業者への支援の両輪でございまして、本市経済の振興発展を図ろうとするものでございます。

以上、簡単ではございますけれども、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

5件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） 議案37号、幼稚園の通園バスについて確認したいと思います。

この文言では久田から小浦という形になっておりますが、久田方面は路線が変わりまして、この辺のところは明確になっていけば、なぜこんな話をするかと言いますと、国道を走ってもらっても何もならないわけです。だから、住宅密集地を走るのか、いろいろ旧道を走るのかとか、その辺も検討してあって、もう決定してあるはずですから、それをちょっとわかるならどのコースで行くということを、もっと具体的に利用者にやさしくわかるような提案をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 教育部長、豊田充君。

○教育部長（豊田 充君） 今、現在予定しているのは最終的に通園バスの利用者、園児の利用者の各家庭の状況も見てから最終的には決定したいというふうに思っておりますけれども、まず、久田、今の久田幼稚園を始発にしまして、お船江大橋の手前あたりの停留所を設けて、そしてできれば新道を走りたいなというふうに計画しております。

そして、次に巖原幼稚園に入りまして、あとは小浦のほうから小浦の白土を始発として、これは曲とか久田とかいろいろありますけれども、その地域に行くのか、巖原トンネルを突っ切っていくのか、園児の数を見て最終的には決定したいなということでございますので、その通行のコースがわかれば、早く知らせた皆様に周知したいというふうに思っています。

まず、園児がどの方がどこで通園バスを利用するか。それをはっきり早くつかみたいというふうに思っております。

○議長（作元 義文君） 13番、堀江政武君。

○議員（13番 堀江 政武君） 第39号議案、対馬市中小企業創業資金融資条例につきましてお尋ねをしたいと思います。この条例に反対するものではありません。中小企業が運営、また事業を起こすために必要なことでありますので賛成でございます。

ただ、第2条の2項、金融機関は、前項の規定による預託金の2倍の額を貸付資金として融資しなければならない。「融資しなければならない」となっておりますし、また、この7条においても金融機関は、毎月末における貸付状況を翌月の10日までに市長に報告しなければならない。この「しなければならない」というところにちょっと引っかかるわけでありまして、これは対馬市に支店を置く金融機関はこの条例を市がつくったら、それに従わなければならないような、そういう法的な地方自治法とか何かそういう法的なあれがあるんでしょうか。この文言からしたら、何か強制的にしなければならないというような文言ですので、何か義務づけられるような感じがしますが、その辺を少し、勉強不足でわかりませんのでお尋ねをしたいと思います。

○議長（作元 義文君） 観光物産推進本部長、本石健一郎君。

○観光物産推進本部長（本石健一郎君） 堀江議員さんより2点ほどお尋ねがっておりますけれども、融資しなければならないというような命令口調であるのが、そうでないのではないかとということなんですけれども。

一応、この規則あたりでまた入ってくるんですけれども、金融機関が実施するもの、市が行うべきものという中で、どうしても相對の契約になってきますので、しなければならないというような表現になろうかと思えます。

それと、報告をしなければならないということも、現在、改正前の中小企業の関係でも、こちらも全く同様、報告をしなければならないということで、この前例の踏襲を図っておりますし、金融機関と協議する中で別段問題はないですよというようなことでございますので、御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 13番、堀江政武君。

○議員（13番 堀江 政武君） 法的なことはないということですか。それならこの条例について、両銀行とは協議はしてあるんですか、現在。そして、ここに出してあるんでしょうか。

○議長（作元 義文君） 観光物産推進本部長、本石健一郎君。

○観光物産推進本部長（本石健一郎君） 一応、動き出したのは年初めぐらいなんですけれども、協議は随時、随時進めておまして、議会の議決を終えた時点で4月1日付けできちっとした契約を結ぶような計画としております。

○議長（作元 義文君） 13番、堀江政武君。

○議員（13番 堀江 政武君） 両銀行と協議をされて、よく両銀行がこの文言でいいですと言われればそれでいいとは思いますが、私たちがちょっと見た場合はこれは市が強制的に銀行に押

しつけるというような文言のようにありますので、やっぱり貸付資金として融資するものとするとか、例えばですけど、そういう軽い、もう少し緩和したといえますか、そういう文言のほうがよいような気はします。しかし、銀行がこれでいいと言えればそれでいいかとは思いますが。

以上。

○議長（作元 義文君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） 議案第35号について御質問いたします。延滞金についてですけれども、今まで本則は1カ月以上ですと14.6%、1カ月以内でしたら7.3%ということで、今まででしたら元本が減ることなく、この延滞料ばかり苦労して払っているということも聞いたことはあります。

そもそもこんなに高い利率をとすることは悪意を持って払わない方のための制度だと聞いておりますけれども、今回14.6%が9.2と、7.3が2.9ということで、苦労して払っていらっしゃる方については非常に助かる制度ではないかなと思っております。担当の部長にお伺いしますが、一番大変な取り立ての業務をされて本当に敬意を表しているんですけども、この制度ができることによって、この本市の場合、どのように効果があるか、お知らせください。

○議長（作元 義文君） 市民生活部長、藤田雄二君。

○市民生活部長（藤田 雄二君） 市民生活部では税法に基づく延滞金の徴収をやっております。

税法に関しては先般の条例改正の中でうたっていただきました。今回、率の値下げということになります。14.6から9.2ということになりますので、減収というところになります。

○議長（作元 義文君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） なんと答えがないんですけども、確かにそうですけれども。

この法律とか政令が変わって、このように条例でおりにきた場合に、一番、法律の効果を出すのは市町村だと思うんですが、そういう法律が割引率を絞ったから税金は減りますとか、そういうのはちょっとおかしいんじゃないかなと思うんです。本当に苦しくて払えない方が、確かにそういう方がどっちみち払えないわけですから、それが利率を減ることによって税務課の皆さんが知恵を絞って少しでも税金を納めていただきたいという方向性で考えていただきたいと思うんですが、そういう消極的な国がするから減りますよという、そういう考えはちょっとおかしいんじゃないかなと思います。

○議長（作元 義文君） 市民生活部長、藤田雄二君。

○市民生活部長（藤田 雄二君） この延滞金の利率というのは経済情勢の中で決められたことであります。徴収に当たっては本税と延滞金というのがございますが、本税のほうから減らしていくという決まりになっております。ですから、お金がある、ない。なければ延滞金のほうには入っていないということになりますので、その辺の絡みはあまり変わらないということになります。

す。

○議長（作元 義文君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま一括議題となっております5件は、配付しております議案審査付託表のとおり各常任委員会に付託します。

暫時休憩します。開会を2時10分から行います。

午後1時58分休憩

午後2時10分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

日程第31. 議案第40号

○議長（作元 義文君） 日程第31、議案第40号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。地域再生推進本部長、平間壽郎君。

○地域再生推進本部長（平間 壽郎君） ただいま議題となりました、議案第40号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について提案理由を御説明申し上げます。

本案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための、財政上の特別措置等に関する法律、第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回提案しております21の辺地のうち、新規計画が、美津島町根緒、吹崎、尾崎、黒瀬、峰町狩尾、上県町佐須奈、上対馬町大浦、一重の8辺地で、また変更計画が巖原町内院、豆酛、美津島町雞知、豊玉町仁位、佐志賀、糸瀬、曾、卯麦、田、上県町仁田、伊奈、久原、上対馬町豊、琴の13辺地でございます。全て平成25年度事業に係るものでございます。

それでは、各辺地の事業内容を簡潔に御説明いたします。

総合整備計画書案をご覧ください。まず、新規計画から説明いたします。52ページをお願いいたします。

根緒辺地及び、次のページの吹崎辺地は、消防団に配備されている小型動力ポンプ付積載車を更新する計画でございます。

次に54ページ尾崎辺地でございますが、今里小学校が鶏鳴小学校に統合されたことに伴い、遠距離通学者の通学条件緩和のために購入したスクールバスの車庫を建設する計画でございます。

続きまして、55ページの黒瀬辺地及び次のページの狩尾辺地でございます。消防団に配備さ

れている小型動力ポンプ付積載車を更新する計画でございます。

続きまして、57ページの佐須奈辺地でございますが、佐須奈診療所で使用している医療機器であります無影灯及び分包機を更新する計画でございます。

続きまして、58ページ大浦辺地でございますが、消防団に配備されている小型動力ポンプ付積載車を更新する計画でございます。

59ページの一重辺地でございますが、本年4月1日に南陽小学校が東小学校に統合されることに伴い、遠距離通学となる児童の交通手段を確保するため、スクールバスを購入する計画でございます。

続きまして、変更計画に移ります。まず60ページの内院辺地でございますが、久和小学校及び内院分校が久田小学校に統合されたことに伴い、遠距離通学者の通学条件緩和のため購入したスクールバスの車庫建設を追加するものでございます。

続きまして、豆殿辺地でございますが、豆殿地区に新設する消防分遣所に配備する高規格救急車及び小型動力ポンプ付積載自動車の購入を追加するものでございます。

続きまして、62ページの雞知辺地でございますが、既設供給能力を超える水量の確保が必要なため、隣接する地区から導入する水量拡張事業を追加するものでございます。

続きまして、仁位辺地でございますが、豊玉診療所で使用しております内視鏡光源装置の更新を追加するものでございます。

次に、65ページの佐志賀、糸瀬辺地及び次のページの曾辺地でございますが、小型動力ポンプ付積載車を更新する計画でございます。

次に、67ページ卯麦辺地でございますが、大雨時に車庫が冠水するなど、活動に支障を来しております消防団拠点施設の新規整備を追加するものでございます。

続きまして、68ページ、田辺地でございますが、現在着工中の林道ナムロ線開設事業において、法面工事等追加したことにより事業費を増額するものでございます。

続きまして、69ページ仁田辺地でございます。消火栓の布設替え及び仁田歯科診療所で使用しております、歯科用のバキュームモーターの更新を追加するものでございます。

続きまして、71ページの伊奈辺地でございますが、仁田辺地と同様の消火栓の布設替えを追加するものでございます。

続きまして、72ページの久原辺地及び次のページの豊辺地でございますが、小型動力ポンプ付積載車を更新する計画でございます。

最後に、75ページの琴辺地でございます。林道専用道黒隈線開設事業を追加したものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い

いたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、議案第40号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第32. 議案第41号

○議長（作元 義文君） 日程第32、議案第41号、対馬市温泉施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。美津島地域活性化センター部長、八坂一義君。

○美津島地域活性化センター部長（八坂 一義君） ただいま議題となりました、議案第41号、対馬市温泉施設の指定管理者の指定について、その提案理由について御説明申し上げます。議案集の77ページをお願いいたします。

温泉施設真珠の湯の現在の指定管理者の指定管理期間が、平成26年3月31日をもって終了することから、平成26年度からの新たな指定管理を行うため、指定管理者の指定手続等に関する条例第2条により、公募を行った結果、一団体のみの申請でありました。指定管理者候補の選定に当たっては、指定管理者選定委員会により選定方法及び審査基準に沿って事業計画等の慎重な審査の結果、引き続き株式会社対馬グランドホテル、代表取締役佐伯達也氏を指定管理者候補として指定したく、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。なお、指定管理期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5カ年といたしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本件は、配付しております議案付託、審査付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託します。

日程第33. 議案第42号

日程第34. 議案第43号

日程第35. 議案第44号

日程第36. 議案第45号

日程第37. 議案第46号

日程第38. 議案第47号

日程第39. 議案第48号

日程第40. 議案第49号

日程第41. 議案第50号

日程第42. 議案第51号

○議長（作元 義文君） 日程第33、議案第42号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（雞知地区）から日程第42、議案第51号、市道の認定について（段山線）までの10件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） ただいま一括議題となりました、議案第42号から議案第51号までの10議案につきまして、提案理由とその内容を説明申し上げます。

初めに、議案第42号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（雞知地区）でございますが、議案集の79ページをお願いいたします。本議案は、地方自治法第9条の5第1項の規定により、あらたに生じた土地を確認し、同法260条第1項の規定により字の区域を変更するために、議会の議決をお願いするものでございます。

本件は、長崎県が美津島町樽ヶ浜地区におきまして実施をいたしました竹敷港改修工事により、埠頭用地・広場用地として公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地が、あらたに生じた土地であることを確認するとともに、区域を美津島町雞知字陽樽ノ濱に編入しようとするものであります。土地の位置につきましては、位置図及び字図を添付いたしておりますが、議案集の82ページをお願いいたします。ここで黒く塗りつぶしている部分の、美津島町雞知字陽樽ノ濱乙471の1ほか8筆の筆界未定地並びに乙476の2に隣接する地先で、面積2万3,325.39平方メートルの土地でございます。

次に、議案第43号から議案第51号までの市道の廃止並びに認定についての9議案について説明申し上げます。本議案は市道を認定するために道路法第8条第2項の規定並びに市道を廃止するために、同法第10条第3項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

初めに、議案第43号から議案第48号までの市道の廃止並びに認定についての6議案について説明申し上げます。

議案集は85ページから96ページでございます。現在対馬振興局前におきまして、統合幼稚園新築工事を実施いたしております。通園のための車両乗り入れ等の安全対策として進入道路の拡幅、それに道路延伸の改良工事をあわせて実施をいたしております。この道路改良工事によりまして、路線延長が伸びたこととあわせて、接続する路線の区域の見直しを行ったことにより、起終点の変更となったため、既存の3路線を廃止し、改めて認定するものでございます。

議案第43号、市道の廃止について（日吉2号線）でございますが、議案集の86ページをお願いいたします。本路線は、国道382号の接続を起点とし、日吉6号線の接続を終点とする延長113メートルの道路でございます。

次に、議案第44号、市道の廃止について（日吉5号線）でございますが、議案集の88ページをお願いいたします。本路線は、元宮林署裏の日吉2号線の接続を起点とし、日吉1号線に接続する延長103メートルの道路でございます。

次に、議案第45号、市道の廃止について（日吉6号線）でございますが、議案集の90ページをお願いいたします。本路線は、日吉2号線の終点を起点とし、日吉1号線に接続する延長106.6メートルの道路でございます。

以上が、廃止する3路線の状況でございます。

次に、認定する路線でございますが、議案集の92ページをお願いいたします。議案第46号、市道の認定について（日吉2号線）でございます。本線が統合幼稚園の進入道路になります。国道382号の接続を起点とし、統合幼稚園入口を終点とする延長76.8メートルの道路でございます。

次に、議案第47号、市道の認定について（日吉5号線）でございますが、議案集の94ページをお願いいたします。本路線は、先ほどの議案第46号で認定する日吉2号線の接続を起点とし、日吉1号線に接続を終点とする延長126.3メートルの道路でございます。

次に、議案第48号、市道の認定について（日吉6号線）でございますが、議案集の96ページをお願いいたします。本路線は、議案第47号で認定する、日吉5号線の接続を起点とし、日吉1号線に接続を終点とする延長153.5メートルの道路でございます。

次に、議案第49号、市道の廃止について（大手橋野良線）並びに議案第50号、市道の認定について（大手橋野良線）の2議案について説明申し上げます。

議案集では、97ページから100ページでございます。現在、厳原町東里野良の土捨て場におきまして、野良広場整備工事により広場内の道路を整備いたしております。この道路を既存の大手橋野良線の終点から追加して区間の設定を行うものでございます。このことによりまして終点の変更となりますので、既存の大手橋野良線を廃止し、野良広場内の道路を追加した大手橋野良線として改めて市道の認定を行うものでございます。

初めに、議案第49号、市道の廃止について（大手橋野良線）でございますが、議案集の98ページをお願いいたします。廃止する大手橋野良線は、東浜宮前線の接続を起点とし、修善寺前を経由し野良線を横断して野良土捨て場入り口を終点とする延長596.3メートルの道路でございます。

次に、議案第50号、市道の認定について（大手橋野良線）でございますが、議案集の100ページをお願いいたします。本路線の起点は廃止前の大手橋野良線で、野良線と同じでございますが、東浜宮前線接続の厳原町大手橋を起点とし、野良広場内の厳原町東里宇野良を終点とする延長871メートルの道路でございます。

最後に、議案第51号、市道の認定について（段山線）でございますが、議案集の102ページをお願いいたします。本路線は、上県町の仁田中学校と上県町総合公園との間にある赤道の部分でございます。終点側には民家もあるということで、上県町檜滝字汐壺の運動公園内道路の接続を起点とし、突き当たりの上県町檜滝字段山を終点とする延長111.5メートルを認定するものでございます。

以上で、議案第42号から議案第51号までの10議案につきまして、説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。10件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。17番、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） 1点だけ、これ委員会付託の省略が予定されておりますので、確認しときたいと思いますが、議案第42号のあらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、この（雞知地区）資料79ページですが、この件については場所も承知しておりますが、ようやく議題に上がったなと今一安心をいたしておりますが、なぜかと言って言いますと、この件につきましては、市長が先日施政方針で述べられました樽ヶ浜グリーンピア線に関連、大いに関係する案件でございますので、安心をいたしましたが、この件が解決いたしますと、早速樽ヶ浜グリーンピア線も予算が確定しておりますが、病院もいよいよ来年の4月には開院の予定で、今着々と工事が進んでおりますが、この道路についてこの件が決着したあかつきに、おおよその目安といいますか、道路の樽ヶ浜グリーンピア線のおおよその完成めどといいますか、それどのように考えておるのか何年計画なのか、それ1点だけ確認をしておきたいと思っております。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） 質問にお答えいたします。このグリーンピア樽ヶ浜線につきましては、26年度当初予算にも工事費を計上させていただいております。総事業といたしまして、3億8,000万ぐらいの事業になるわけですが、工事概要といたしましては、延長が540メートルぐらいの道路になろうかと思えます。

整備のスケジュールといたしましては、病院開設にある程度対応できる形をつくっていかうというふうに考えております。事業のボリュームからして、かなり厳しい工程になっていきますが、ある程度この道路の目的も新病院に対する複数路線の確保ということもございますので、部としては26年度にある程度共用開始ができる、車道におきまして、共用開始ができる形をつくっていきたいというふうに考えております。

○議長（作元 義文君） 17番、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） わかりました。測量とかそれは予算が通過しておりますが、私が一番心配しておりましたのは、この件が、境界がはっきりしないということでこの件がもう数十年といますか、上がってきてなかったんです。ですから、これが結論が出ればおのずとその用地交渉に入らなければいけないでしょうし、そこ私は非常に心配をいたしておりましたので、ちょっと今確認したわけですが、来年4月に向けて努力するということですが、できましたら早目に開院に間に合うように、工事のやり方等についても検討されて取り組んでいただきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（作元 義文君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております10件については、委員会への付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。10件につきましては、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、10件について一括討論、採決を行います。議案第42号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（雞知地区）、議案第43号、市道の廃止について（日吉2号線）、議案第44号、市道の廃止について（日吉5号線）、議案第45号、市道の廃止について（日吉6号線）、議案第46号、市道の認定について（日吉2号線）、議案第47号、市道の認定について（日吉5号線）、議案第48号、市道の認定について（日吉6号線）、議案第49号、

市道の廃止について（大手橋野良線）、議案第50号、市道の認定について（大手橋野良線）、議案第51号、市道の認定について（段山線）の10件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め採決します。10件については原案のとおり採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。10件は原案のとおり可決されました。

日程第43. 議案第52号

○議長（作元 義文君） 日程第43、議案第52号、権利の放棄についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。豊玉地域活性化センター部長、梅野泉君。

○豊玉地域活性化センター部長（梅野 泉君） ただいま議題となりました、議案第52号権利の放棄について、その提案理由を申し上げます。

議案集の103ページをお願いします。本議案は、対馬市が権利を放棄することについて地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。放棄する権利の内容は、財団法人豊玉町振興公社に対する貸付金であり、権利放棄する金額は貸付金残高970万円でございます。

放棄をお願いする理由といたしましては、平成20年の公益法人制度改正により、財団法人豊玉町振興公社も平成26年4月1日をもって一般財団法人として移行が決定しておりますが、移行に際し、公社の経営改善策として貸付金の権利放棄という市の支援が必要不可欠であります。

現公社は、旧豊玉町時代に振興事業として設立した、パーク堆肥製造施設の運営を担うこととなり、その運営資金として町より平成7年度8年度に計1,560万円の長期借入れを行っており、また平成19年度には納品先の食品事故発生で、販売ロスが生じ経営が圧迫したことにより、運営資金として370万円の追加借入れを行い、合計1,930万円の借入れとなっております。

公社運営も不漁と魚価の高騰等により、燃料確保が厳しく、また販売への影響にもつながり、悪循環の状況が続いておりますが、そのような状況下で現在までに960万円を計画的に返済してきて、現在の残高が970万円となっております。この返済は、今までの公社の運営に大きな負担となっており、経営改善を行い新たな体制でスタートするには、この負の財産の放棄が不可欠であり、ゼロからのスタートにさせていただきたくお願いするものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は配付しております議案審査付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託します。

日程第44. 議案第53号

○議長（作元 義文君） 日程第44、議案第53号、平成25年度対馬市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） ただいま議題となりました、議案第53号、平成25年度対馬市一般会計補正予算（第7号）について、提案理由とその内容を御説明をいたします。

今回の補正は、消費税率の引き上げに対する経済対策としまして、去る2月の6日に成立をいたしました、国の平成25年度補正予算（第1号）にかかる事業の予算計上でございます。

予算書の1ページをお願いいたします。平成25年度対馬市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億60万円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億9,020万円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページにかけて記載をいたします、第1表歳入歳出予算の補正によるものとなります。

第2条繰越明許費の補正は、繰越明許費の追加及び変更を4ページから5ページの第2表繰越明許費補正によるものとし、6件の追加及び7件の変更をいたしております。

第3条地方債の補正は、地方債の追加及び変更を6ページからの第3表地方債補正によることと定め、追加及び変更を合わせまして1億6,180万円を追加をし、限度額の合計を66億5,640万円といたしております。

次に、歳入歳出補正予算の主なものについて御説明をいたします。

予算書の12ページでございます。14款国庫支出金は、離島活性化交付金、漁港整備事業補助金、社会資本整備総合交付金、学校施設環境改善交付金など合わせまして4億1,874万4,000円を追加をいたしております。

予算書の14ページをお願いいたします。21款市債でございますが、漁港並びに市道の整備、教育施設の耐震化などのために1億6,180万円を追加をいたしております。

予算書の16ページをお願いいたします。歳出についてでございますが、4款衛生費、1項保

健衛生費は、豊玉町保健センターの外壁補修、巖原町健康管理センター改修のため861万8,000円を追加をいたしております。6款農林水産業費、3項水産業費は、漁港整備事業に2億6,040万円の追加。8款土木費、2項道路橋りょう費は、市道の改良事業に2億円の追加、予算書は18ページをお願いいたします。3項河川費は、急傾斜地崩壊対策事業負担金など県負担金の追加690万円、4項港湾費も港湾県工事負担金562万5,000円、6項住宅費は、公営住宅等ストック総合改善設計委託料1,570万4,000円の追加でございます。

10款教育費、2項小学校費でございますが、東小学校校舎、豊玉小学校屋内運動場耐震補強事業、巖原小学校の太陽光発電施設整備事業にそれぞれ7,564万4,000円の追加、予算書は20ページでございます。3項中学校費に東部中学校校舎耐震補強事業といたしまして2,770万9,000円を追加をいたしております。

以上、簡単ではございますけれども補正(第7号)の提案理由内容といたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長(作元 義文君) 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終わります。

議案第53号は、配付しております議案審査付託表のとおり各常任委員会に付託します。

日程第45. 農業委員会委員の推薦について

○議長(作元 義文君) 日程第45、農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。議会推薦の農業委員に上県町佐護南里1550番地2、神宮教子氏を推薦したいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 異議なしと認めます。

次に、峰町三根1091番地1、永留縫子氏を同じく推薦したいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(作元 義文君) 異議なしと認めます。

次に、地方自治法第117条により、春田新一君の退場を求めます。

[春田新一君退場]

○議長(作元 義文君) お諮りします。議会推薦の農業委員に上対馬町古里22番地1、春田新一君を推薦したいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。春田新一君の入場を求めます。

〔春田新一君入場〕

○議長（作元 義文君） 次に、地方自治法第117条により、兵頭栄君の退場を求めます。

〔兵頭栄君退場〕

○議長（作元 義文君） お諮りします。議会推薦の農業委員に峰町佐賀531番地、兵頭栄君を推薦したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。兵頭栄君の入場を求めます。

〔兵頭栄君入場〕

○議長（作元 義文君） ただいまの採決の結果、議会推薦の農業委員は4人とし、神宮教子氏、永留縫子氏、春田新一君、兵頭栄君を推薦することに決定しました。

日程第46. 陳情第1号

○議長（作元 義文君） 日程第46、陳情第1号、「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める陳情書を議題とします。本件は厚生常任委員会に付託します。

○議長（作元 義文君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。明日は定刻より本会議を開き、市政一般質問を行います。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時49分散会
